

第28回軽米町議会臨時会令和3年度軽米町一般会計補正予算審査特別委員会

令和4年3月25日(金)

午前10時19分 開会

議事日程

議案第1号 令和3年度軽米町一般会計補正予算(第9号)

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西	舘	徳	松	君			
3番	江刺家	静	子	君	4番	中	村	正	志	君		
5番	田	村	せ	つ	君	6番	舘	坂	久	人	君	
7番	大	村		税	君	8番	本	田	秀	一	君	
9番	細	谷	地	多	門	君	10番	山	本	幸	男	君
11番	茶	屋		隆	君							

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	賢	一	君												
総務課	総括課	長	梅	木	勝	彦	君											
総務課	企画担当課	長	日	山	一	則	君											
総務課	総務担当課	長	吉	岡		靖	君											
会計管理者兼	税務会計課	総括課	長	兼	収	納	・	会	計	担	当	課	長	福	島	貴	浩	君
税務会計課	課税担当課	長	古	舘	寿	徳	君											
町	民	生	活	課	総	括	課	長	松	山		篤	君					
町	民	生	活	課	総	合	窓	口	担	当	課	長	橋	本	邦	子	君	
町	民	生	活	課	町	民	生	活	担	当	課	長	橋	場	光	雄	君	
健康福祉課	総括課	長	内	城	良	子	君											
健康福祉課	福祉担当課	長	小	笠	原	隆	人	君										
産業振興課	総括課	長	江	刺	家	雅	弘	君										
産業振興課	農政企画担当課	長	竹	澤	泰	司	君											
産業振興課	農林振興担当課	長	鶴	飼	靖	紀	君											
産業振興課	商工観光担当課	長	小	林		浩	君											
地域整備課	総括課	長	工	藤		薫	君											
地域整備課	環境整備担当課	長	戸	草	内	和	典	君										
地域整備課	上下水道担当課	長	中	村	勇	雄	君											
再生可能エネルギー推進室	長	梅	木	勝	彦	君												
水道事業所	長	工	藤		薫	君												
教育委員会	教育長	菅	波	俊	美	君												
教育委員会	事務局総括次長	大	清	水	一	敬	君											

教育委員会事務局教育総務担当次長
教育委員会事務局生涯学習担当次長
選挙管理委員会事務局長

長瀬 設 男 君
工藤 祥 子 君
梅木 勝 彦 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 主 任 主 査
議 会 事 務 局 主 事 補

小 林 千 鶴 子 君
関 向 孝 行 君
小 野 家 佳 祐 君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（茶屋 隆君） それでは、時間になりましたので、ただいまから令和3年度軽米町一般会計補正予算審査特別委員会を開会します。

皆さんの慎重な審議をお願いします。

ただいまの出席委員は11人であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

あとは、今日は傍聴の方がお見えになっていますので、許可をいたしたいと思えます。よろしいですね。お願いします。

（午前10時19分）

◎議案第1号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 議案審議についてですが、本特別委員会に付託された議案は、議案第1号 令和3年度軽米町一般会計補正予算（第9号）です。

議案審査の進め方についてお諮りします。議案の提案説明は、本会議場において終了しております。本委員会では、歳入は全般で、歳出については款ごとに補足説明を求めながら進めたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、そのように進めたいと思えます。

それでは、議案第1号を款ごとに進めたいと思えます。議案第1号、歳入について、当局の説明を求めます。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） それでは、歳入につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書は10ページを御覧願いたいと思えます。1款町税の1項町民税、1目の個人町民税、2目の法人町民税、同じく2項の固定資産税、3項の軽自動車税、4項の市町村たばこ税につきましては、いずれも現年度分につきましては調定額の確定による増ということで予算を計上しているものでございます。滞納繰越分につきましては、徴収見込みなどから、それに伴った増減分ということで計上しているものでございます。

そのほか2款の地方譲与税から12ページの10款地方特例交付税までにつきましては、交付金の確定による補正ということでございます。

続きまして、13款分担金及び負担金につきましては、1項の負担金、1目民生費負担金は、子ども・子育て教育・保育給付費で広域利用の受託分ということで204万1,000円の増額を計上しておるものでございます。

13ページの15款の国庫支出金、1項国庫負担金は、1目の民生費国庫負担金、3目の衛生費国庫負担金につきましては、事業費の確定により、いずれも減額となりまして、合わせまして361万4,000円の減としておるものでございます。

続いて、2項国庫補助金の主なものとしましては、2目の民生費国庫補助金、こちらは住民税非課税世帯等給付金給付事業費補助金3,000万円の減、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、こちらは200万円の減、それから子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金240万円の減など、合わせまして3,638万7,000円で、こちらも事業費の確定による減ということで計上しておるものでございます。

続きまして、3目の衛生費国庫補助金でございますが、この中の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、歳出のみを計上していた経緯から、今回事業費が確定になったことによりまして、歳入920万7,000円を計上しまして、衛生費国庫補助金は802万9,000円の増となっております。

続いて、14ページをお願いいたします。16款の2項県補助金でございますが、説明欄にありますとおり、各種補助事業の事業費確定によるものでございまして、こちらはいずれも減額ということで計上しておるものでございます。これらにつきましては、歳出との関係もありますことから、具体的には歳出の際に説明させていただきます。

続きまして、15ページの3項の委託金でございますが、これは衆議院議員選挙執行委託金で、選挙費確定によりまして715万4,000円の減となっております。

続きまして、18款1項の寄附金でございますが、1目の指定寄附金、これは農林業の健全な発展及び地域活性化施策に関する指定寄附金でございまして、尊坊ソーラー発電所の売電時期が早まったことによりまして、12万4,000円の増となったものでございます。

次の2項のふるさと支援寄附金は、いわゆる企業版ふるさと納税ということで、企業からの支援ということで4,300万円を計上したものでございます。

続きまして、19款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金は歳出等の事業費確定に伴いまして減額等を整理し、財源調整分として1億7,607万1,000円を減額するものでございます。

それから、3目のふるさとづくり振興基金繰入金につきましては、先ほどのふるさと支援寄附金のあった分の増額4,300万円を減額するという内容のものです。

続きまして、16ページをお願いいたします。22款の町債でございますが、こ

ちらにつきましても事業費確定による減となるものでございまして、町債の増額で7, 200万円の減額として計上しているものでございます。

以上、歳入全般の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） 歳入の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 歳入の民生費国庫補助金、住民税非課税世帯等給付金給付事業費補助金、これが3, 000万円の減額、歳出のほうを見れば歳出も3, 000万円の減額ということのようではございますけれども、これは実施状況というか。これがすなわち繰越明許費で1, 831万2, 000円あるようではございますけれども、国の制度の12月末だったか、1月だかに補正した部分だなというふうに感じているのですけれども、ということは実施状況というのは、実施されていないということなのか。3, 000万円も減額になるということは、どういう計算でその予算を取ったのかがいまいち分からないのですけれども、その辺の状況をちょっと教えていただければ。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 中村委員のご質問にお答えいたします。

住民税非課税世帯等給付金給付事業費補助金につきましては、昨年補正をいただきまして、総額1億5, 600万円の予算としたところでございます。この1億5, 600万円の内容でございますけれども、国のほうであらかじめ軽米町の人口や高齢化比率からすると、おおよそ最大限見積もって1, 500世帯が対象になるであろうということで、それに事務費を600万円くっつけて1億5, 600万円の予算としたわけでございます。

給付額につきましては1億5, 000万円、1, 500世帯分予算化したわけですが、そのうち3月22日現在1, 085世帯に1億850万円支出している状況となっております。したがって、国が示した軽米町最大1, 500世帯、1億5, 000万円であろうという内示等に基づいて予算化したわけですが、実績が1, 085世帯の1億850万円の給付額、プラス事務費等を精査いたしまして、負担金、補助及び交付金の節、科目につきまして精査したところ、3, 000万円ほどの減額が必要であるという考え方から、今回歳入歳出予算の分で3, 000万円の減額補正をお願いしているわけでございます。

しかしながら、6ページにあります第2表の繰越明許費補正でございしますが、1, 831万2, 000円分の繰越明許費補正のお願いをしているところでございます。これにつきましては、昨年補正予算をいただく際に住民税非課税世帯等の説明といたしまして、住民税非課税世帯のほかに家計急変世帯に対しても給付することとなっております。これについては家計急変となった一定要件に該当する世帯に給

付するものでございますが、この対象期間が令和4年9月30日までに家計急変の対象になった世帯が該当になるということになってございまして、事務費及び給付額の分を合わせて1,831万2,000円の繰越しをお願いしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 今お話あった家計急変世帯というのは、どういう内容のものなのですか。ちょっと意味が分からないのですけれども。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） お答えいたします。

昨年の12月の臨時議会におきましてもご説明をしているところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したことが一つの要件となっております。それから、令和3年度分の住民税均等割が課せられている世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税非課税水準以下であることが該当基準となっております。また、家族構成がそれぞれ単身とか配偶者がありなし、あるいは扶養家族が何人あるかによって該当基準の金額が決まっております。その要件に合致する世帯が家計急変世帯として給付対象となるということでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 16ページの2節雑入なののですけれども、地域支援事業交付金（二戸地区広域行政事務組合）となっておりますけれども、ここが1,750万円ほどの減額になっておりますけれども、これは事業が結局行われなかったということでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問でございますけれども、この詳しい内容についてはちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご説明したいと思います。申し訳ございません。

○委員長（茶屋 隆君） 資料を持ち合わせていないということで、よろしいですか。あとそのほかありますか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 同じく16ページの町債、8目教育債のことをお伺いします。

1 節教育振興支援事業債 300 万円プラスになっています。軽米高校教育振興支援事業債ということで、総額 1,000 万円になっているようです。これは、いわゆる軽米高校を応援する会に補助するものでしょうか。まず、対象をちょっとお聞きします。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、日山一則君。

○総務課企画担当課長（日山一則君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

〔「違う。軽米高校を応援する会ではないでしょ」と言う者あり〕

○総務課企画担当課長（日山一則君） 失礼しました、軽米高校を応援する会ではなくて、軽米高校への授業の検定料とか、様々そういった事業費に対する過疎債の充当予算でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3 番（江刺家静子君） 軽米高校を応援するための事業債だということでした。軽米高校生に対する支援内容ということで、給食の提供とか、いろんな受験料の助成、またスクールバスに高校生が乗る場合の助成とか、この事業は全部で 1,000 万円ほどの補助をしているということでしょうか。そして、この事業は団体に使った分を交付するのか、それとも一つ一つを出しているのか……。

○委員長（茶屋 隆君） これは、令和 3 年度の軽米町一般会計予算を見れば細かくついているはずですがけれども。今説明はあると思いますけれども。

教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 軽米高校への支援の部分につきましては、当初予算のほうにものせてございますけれども、1,500 万円ほどの補助をしています。それに係る部分に町債の教育債として充当するという形で増額をいただいているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3 番（江刺家静子君） 歳出のほうから聞いたらいいかなと思ったのですが、歳出には軽米高校教育支援の関係の科目といますか、その費目がなかったものですか、こちらで、歳入のほうから聞きました。

軽米高校を応援して存続させていきたいということで、それは私も応援したいと思います。ただ、本当にいろんな助成をしていることも、こんなにいろいろ応援しているのだなということも分かります。例えばいっぱいやっているうちに漏れてくるのがないのかなと思って。具体的に言いますと、軽米高校は中高一貫校ということで、大分前からその事業を応援してきたわけです。高校生も平成 26 年から中学

校のスクールバスに乗せますよということで、そうすると小中学校は教育委員会の管轄で、高校生になると、もしかして総務課の管轄なのかなと思いました。

何を聞きたいかという、スクールバスでいろんな条件があります。高校生の場合は月2万円を上限としてバス賃の助成をすとか、町外からの場合は通学用タクシーの手配をします。また、路線バスがない地域は通学費として月2万円を助成していますとか、これも町外からの方だけということです。軽米町内で高校に入ったときに、中学生が乗るバス停にのみというのは、そのバス停にのみというのはないのですけれども、まず中学生利用区間のみ高校生を乗せるということで、そうすると今までスクールバスを利用できたけれども、高校生になってその地域に中学生がいなくてスクールバスに乗れないということになります。

私は、中高一貫校でもあるし、町が応援している制度なので、必要な子には今までどおり乗せることができないのかなと思いました。もしかしたら、そんなのやっていたら切りがないと思う人もいるかもしれませんが、でも学校に行くというのは毎日毎日なので、その家庭の事情によって送っていくことができないかもしれません。これまでそういうことで相談を受けたことはないでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 質問の意味分かりますか。

教育委員会事務局教育総務担当次長、長瀬設男君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（長瀬設男君） ただいまの江刺家委員の質問にお答えします。

これまでスクールバスにつきましては、小学校、それから中学校についての生徒が利用するところの地域を巡って生徒を乗せて8時前までにまず学校に連れてきて、帰りもそういったことで手配をして業務委託、それから町の会計年度任用職員による直営の運転手たちで14路線について運行してございます。

それで、ただいまの質問ですと、今まで乗っていたけれども、高校に入ることによって、中学生までは乗せていたけれども、高校生になったから乗せないというのは理不尽ではないかなという、そういった質問だと思うのですけれども、我々としても乗せてあげたいのは、そういうふうな気持ちではおるのですが、何せそういった制度、それから学校の統合、それから昔からのスクールバスの運行につきまして、これまでそういった対応をしてきておりますので、現段階におきましては高校生のためにスクールバスを手配するというのはちょっとできかねますので、そういった路線上のバス停等に生徒が来て、そこからスクールバスへの混乗といいますか、一緒に乗って学校に来るといようなことでお願いしている状況でございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

委員の方々にお願いします。質問は簡潔にお願いしたいと思います。

○3番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。そういう決まりであるということで、乗せたい気持ちはやまやまということのを伺いました。高校生なので、町長のほうといたしますか、総務課のほうの管轄かなと思ったのですけれども、そういう中高一貫教育で、しかも毎日学校に通うということは、本当に家庭にとっても、健康な人で、車で毎日送り迎えできる人がいればあれなのですけれども、そうでなかった場合は、ふだんからバス路線もない不便なところに住んでいるのですが、何か気の毒だなといたしますか、感じたので、ぜひ今まで運行できていたのだったら、またそういう人がほかにもいないのか、きめ細かくお願いしたいなと思いました。

以上で終わります。

○委員長（茶屋 隆君） 要望でよろしいですね。ということですので。

中村委員。

○4番（中村正志君） ちょっと分からないので、前に説明したと言われるかもしれないのですけれども、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金200万円の減額です。同じような子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金240万円の減額、これ歳出のほうだと200万円の減額というのがあるのですけれども、子育て世帯生活支援特別給付金、これは18歳以下の人の世帯に対する10万円補助なのかなという気がするのですけれども、この2列書かれている意味、金額がちょっと歳出と合わないなと思ったので、この辺の状況をお知らせください。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまの中村委員のご質問にお答えいたします。

上に書いてある子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金でございますが、こちらにつきましては昨年の7月臨時議会のほうで補正をつけていただいた事業になってございます。内容としては、新型コロナウイルス関連の事業でございますが、子育て世帯、非課税世帯への特別給付金ということで、1人当たり5万円の給付金を支給する事業となっております。実績としては、21世帯46人に対して230万円の支出をしております。

次に、下の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金でございますが、こちらは昨年の12月に補正をいただいた部分でございますが、それと併せまして今年1月から世間でも一応にぎわったのですが、最初の交付分と、あと追加交付分は基本的にはクーポン券でというような事業がございました。あの事業でございます。これにつきましては、子育て世帯の方を対象に、全児童に給付されたものでございます。実績といたしましては、533世帯965人に今のところ給付が完了しております。こちらにつきましては、各10万円の給付ということで、現金一括給付をしております。

それで、歳出のほうの話は今するのもあれだと思うのですが、最初の部分の非課税世帯への特別給付金のほうにつきましては、給付が完了しておりますので、200万円の減額をしているところでございますが、下の子育て世帯臨時特別給付金等につきましては、今後まだ対象になり得る方もいらっしゃるということで減額をしていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

中村委員。

○4番（中村正志君） その200万円のあれは分かりました。

それで、12月補正した18歳以下の給付、これについては軽米町は960万円以上もらっている世帯に対しても全員に対して給付するというふうにお話しされていきました。ただ、12月補正のときに歳入の部分が補助金だけだったという。何か補助金というのは、当然960万円以下の人たちに対する補助金だったのだけれども、そのときに説明では精算でどうのこうのと。何か私はちょっと一般的な一般会計において、歳入歳出のルールとしてちょっとおかしいなと思いがらいたのですけれども、その辺のところは今支出した965人の人たちの中に960万円以上の方も含まれているのかどうか。では、その人たちに対しての歳入部分はどこから捻出されたのか、この2点についてお聞かせください。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

もちろん965人につきましては、そういう方も含まれてございます。そういう方の部分の歳入というのは特別ございませんので、一般財源ということになります。以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。ほかにありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 歳入、町税、町民税と固定資産税が大幅に伸びている、その要因は何ですかということです。とりわけ固定資産税につきましては1億2,700万円、今回は補正しているわけです。大変な額だと思います。そこで、具体的にこの部分でという内容の説明をお願いします。

それとあわせて、時期的に1億円を超える増が見込まれるのであれば、もっと早い時期に補正等の措置をすべきだと感じましたが、その点はいかがですか、質問いたします。

それから、18款の寄附金の内容について説明してください。今回は指定寄附12万4,000円、それからふるさと支援寄附金4,300万円でございますが、中身については、本会議では尊坊の太陽光の関係の事業が始まったのでプラスにな

ったというだけの説明。それから、情報によりますと、これらの増えた分、それから前に納付になったものも含めて約1億8,400万円ぐらいになるか、それらは指定寄附でかまいた交流駅（仮称）の助成、その部分に特化して使われるものだという情報がありますが、その点はもっと幅広く考えたほうがいいのではないかなど私は思いますが。ただ、この制度そのものがそういう制度だというようなのであれば、それなりの説明をお願いします。

以上。

○委員長（茶屋 隆君） 税務会計課総括課長、福島貴浩君。

○税務会計課総括課長（福島貴浩君） それでは、山本委員のご質問に回答したいと思います。

町税につきましては、12億8,979万円となり、当初比較で1億9,060万3,000円、14.7%の増となっております。

税目ごとの説明ということですが、個人町民税につきましては、現年課税分が3,408万円、14.1%の増、滞納繰越分は96万円の減、27%の減となっており、合計で3,312万円の増となっております。要因といたしましては、調定徴収実績等から給与所得、営業所得の増、再生可能エネルギー関連の不動産所得の増によるもので町民税のほうが伸びております。

次に、法人につきましては、現年課税分が2,230万円、滞納繰越分は20万円の増となって、合計で2,250万円の増となっております。要因といたしましては、調定徴収実績等から製造業やサービス業など、新型コロナウイルスの影響を受けなかった業種の販売増に伴うものでございます。

続きまして、固定資産税につきましては、現年課税分が1億2,080万9,000円、16.7%の増、滞納繰越分が674万円増となって、合計で1億2,754万9,000円の増となっております。固定資産税の要因といたしましては、令和3年度の評価替えに伴いまして、土地について102万円ほどの増、家屋については654万円の減となっております。

償却資産につきましてはですが、太陽光発電関連などの設備投資の増加及び総務大臣からの大規模資産の配分によるもので、そのほかでございすけれども、一番大きな要因となったものなのですけれども、新型コロナウイルスの影響による固定資産税の軽減措置につきまして、当初見込みより申請件数が少なかったということで、このような大きな増となっております。当初見込んでおいたものは1億円ほどの減免の申請があるものと見込んでおりましたけれども、実績といたしましては1,000万円の減免ということにとどまったことから、このような金額の差異が出ております。

あと、このような大きな金額について分かっているのであればもうちょっと早く

という、補正予算で対応すべきというご指摘でございますけれども、町税等につきましては3月のこの補正予算で確定させていただきまして、提案させていただいている状況でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりましたけれども、よろしいでしょうか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 2点質問しましたけれども、2点目についてはまた後で。税金に関して、もう一回質問します。

その補正する時期については、簡単に言えば4月、5月、6月になったら町民税も大体6月に切符が発行になって確定、それから固定資産税も4月だか5月に確定、大方確定の時期なわけです。そうすれば、何ぼ入ってくるかというのは分かるものですから、そういうので対応をするべきだったのではないかという質問でございますので、そのことについて何かコメントがあったらお願い申し上げたい。

特に今説明のあったコロナの関係の減免の申請が予想以上に少なかったということは、町民の人たちがその辺もよく理解してない、周知しなかった、周知の説明が足りなかった、悪かったというようなことはないのか。もしかすれば町民に対する説明が少ないために申請が出なかったというふうなことは、そういう苦情等は聞こえませんでしたかということをご改めて質問いたします。

○委員長（茶屋 隆君） 税務会計課総括課長、福島貴浩君。

○税務会計課総括課長（福島貴浩君） ただいまの質問にお答えします。

金額は確かに調定の部分で確定するのですが、予算としましては徴収実績の部分、いわゆる収入済みのところが確定しないと、6月頃にすぐ減額というわけにはいかないのです、この時期になってしまいます。

あとそれから、固定資産税の軽減について周知が足りなかったことに対する苦情等はなかったかということでございますけれども、現時点で軽減措置後、期限が過ぎてから遅くなったとか、そういった苦情等はありませんでした。

新型コロナウイルスの固定資産税の軽減につきましては、土地及び個人が所有する家屋等は対象にならないということです、事業所だけの部分が新型コロナウイルスの影響による事業収入ということです。

○委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 分かりました。それでは、もう一回質問しますが、町税が伸びた、町民税も大幅、それから固定資産税は特に大幅に伸びたというようなことは、前にもちょこっと説明がありましたが、交付税の交付の関係等については、そういう心配する段階ではないというような理解でよろしいですか。だんだんに心配しなければならぬ段階ではない、そういう理解でいいですか。

- 委員長（茶屋 隆君） 税務会計課総括課長、福島貴浩君。
- 税務会計課総括課長（福島貴浩君） 交付税につきましては、すぐ次の年にどんと下がるというわけではなくて、基準財政需要額等の調査によっていきますので、その部分減ったからといって、心配することはないと思っております。
- 10番（山本幸男君） 2年後にそれが跳ね返ってくることはないの。
- 委員長（茶屋 隆君） 挙手して。
- 10番（山本幸男君） はい。
- 委員長（茶屋 隆君） まだ続きそうですので、ここで10分間休憩して、再度進めたいと思いますので、15分まで休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

- 委員長（茶屋 隆君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。
歳入全般についての質疑ございませんでしょうか。
- 10番（山本幸男君） 俺はまだ答弁もらっていないよ。答弁もらっていない。
- 委員長（茶屋 隆君） 一応今確認したら、いいです。すみません。
では、総務課企画担当課長、日山一則君。
- 総務課企画担当課長（日山一則君） 山本委員のご質問にお答えいたします。
企業版ふるさと納税につきましては、地方公共団体が行います地方創生の取組に対して企業で寄附をいただきまして、企業では法人税の税額控除を受けられるというような内容でございます。そのためには、各自治体で地方創生に関する地域再生計画という計画を立てます。それを国のほうで内閣府から認定をいただいて、事業を実施するというふうな流れとなっております。
- 当町におきましては、地域再生計画を策定いたしまして、これにつきましては個別にこの事業をやるというふうな明記ではございませんで、昨年度策定いたしました軽米町の地域総合戦略ございますが、その戦略の内容をそのまま事業実施するという形で地域再生計画というものを策定しておるところでございます。皆様にご案内しました戦略につきましては、個別の説明は省きますが、その中に子育て支援であるとか、あるいは仕事の創出、そういった事業をまずやりながら、人口減少等の対策に進んでいくというふうな内容となっております。
- 今回の企業版ふるさと納税につきましては、その総合戦略、地域再生計画に盛り込まれました事業計画の中でも、特にも子育て支援の拠点、あるいはにぎわい創出を図るための拠点施設、あるいは教育のためのさらなる老朽化した施設の再興という、更新という中で、拠点となるかまい交流駅（仮称）ですが、これの事業に対して企業に賛同いただけないかという形でいろいろ募集をしたところ、今回寄附の

申出がございまして、4, 300万円の寄附を受けるという流れとなっております、それに対しまして今回補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、丁寧な説明をいただきました。山本委員、よろしいでしょうか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 質問の中にも具体的に私は名前を挙げて、かるまい交流駅（仮称）という特化したことなのかどうかという質問したつもりでございますので、特別かるまい交流駅（仮称）というわけではない、子育て支援というようなことで寄附なり助成してもらっているという理解でいいですか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、日山一則君。

○総務課企画担当課長（日山一則君） そういうことと申しますか、今回の事業については町の子育て支援とか、先ほど申し上げましたにぎわい創出、そういったもろもろの事業の拠点としてのかるまい交流駅（仮称）整備事業、これがまず町の今最重要課題ということで予算を大幅に計上しながら、令和5年の完成に向けてまず取り組んでおるところでございますので、かるまい交流駅（仮称）事業に対してまずお願いするというふうな内容で、今回寄附はいただいているものと考えております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 同じく、山本委員の質問に関連してお伺いします。

企業版ふるさと納税ということです。何社から今のところ寄附金をいただいているのでしょうか。

それからもう一つ、かるまい交流駅（仮称）の工事現場に行きますと、30社以上の会社の名前があるのですが、そういうところからも寄附はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、日山一則君。

○総務課企画担当課長（日山一則君） お答えいたします。

企業は3社から寄附をいただいております。企業名につきましては、申し訳ございませんが、寄附者の都合で公表を控えてほしいということでしたので、公表できません。

また、30社云々でございますけれども、それについてもお答えはできませんと申しますか、その辺は承知しておりません。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 公表できないということでしたので、それでいいのですが、確

認していますというの、それも答弁できないのですか。

○委員長（茶屋 隆君） 何の確認。

○3番（江刺家静子君） あそこの工事に携わっている会社が寄附しているということはないですか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、日山一則君。

○総務課企画担当課長（日山一則君） それはございません。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。あと歳入に関して質疑なければ。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 今回の補正予算を組んだふるさと支援寄附金、これはこの前の予算議会の歳入の中にある、計画にある会社の寄附ですか。

○総務課企画担当課長（日山一則君） 当初予算。

○10番（山本幸男君） 当初予算。

○総務課企画担当課長（日山一則君） 令和4年度の当初予算。

○10番（山本幸男君） そうそう。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、日山一則君。

○総務課企画担当課長（日山一則君） 当初予算には、企業版のふるさと納税は予算計上してございません。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○10番（山本幸男君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、質疑がなければ歳出に移ります。

それでは、歳出の部分は款ごとに進めたいと思います。2款総務費について説明を求めます。

総務課総務担当課長、吉岡靖君。

○総務課総務担当課長（吉岡 靖君） 2款総務費の1項総務管理費、1目の一般管理費でございますが、736万1,000円の増額を計上させていただいております。内容といたしましては、説明欄にありますとおり、人事異動等による給与として434万4,000円、あと職員手当等が286万8,000円、共済費として14万9,000円を計上させていただいております。給料につきましては、先般の全員協議会でご説明申し上げました公務災害の決定により、遡及して支払う必要があるというふうなことで不足分を計上させていただいたものでございます。あと退職手当の特別負担金は、中途退職者が見込まれることから、286万8,000円を計上したものです。共済費は、先ほどと同じ公務災害認定によるものであります。

続きまして、11目の諸費につきましては、二戸地区広域行政事務組合の負担金でございますが、56万6,000円の減額としております。なお、広域の負担金につきましては、他の科目にも出てきますけれども、広域事業の事業確定によって

広域の補正予算に即して減額等の補正をしているものでございます。

それと次、企画費のところも見ていただきたいのですが、職員手当等として期末手当マイナス43万3,000円と、共済費として50万3,000円を計上させていただいておりますが、これは人事院勧告に伴う対応として減額となるものでありまして、他の科目にも同様の科目の減額補正は、同一の要因でございますので、説明は省かせていただきたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 税務会計課総括課長、福島貴浩君。

○税務会計課総括課長（福島貴浩君） 2款総務費の中の3目会計管理費でございますけれども、委託料が650万円ほど減額ということになります。指定金融機関の業務委託料につきまして250万円で契約が調いましたので、減額させていただきました。

○委員長（茶屋 隆君） 企画費。

総務課企画担当課長、日山一則君。

○総務課企画担当課長（日山一則君） それでは、2項企画費、1目企画費についてご説明いたします。

予算書17ページ、一番下段でございますが、12節の委託料、バス運行业務委託料100万円の減となっております。これにつきましては、廃止路線、代替バスを運行している県北バス自動車への委託料でございますが、当初予算時におきましては、コロナ禍等も踏まえながら経常費用がかなりかさむというふうなお話がありまして、その部分の増を見込んでおったものが、思ったほど経費がかさまなかったという部分で100万円の減額をするものでございます。

続きまして、次のページを御覧いただきたいと思います。18ページ、負担金、補助及び交付金の内容でございます。軽米町地域活動支援事業費補助金600万円の減でございます。これは、当初予算1,050万円に対しまして事業の申請等が確定いたしまして、決算見込みが400万円を切るというふうな流れでございまして、それで600万円を減額するものでございます。

続きまして、空き家等活用推進補助金150万円の減、これにつきましては当初予算170万円を見込んでおりました。これにつきましても、事業の申請件数が2件というふうにとどまりましたので、150万円を減額ということとしております。

さらに、地域公共交通環境改善事業費補助金410万8,000円の減、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の対象事業として、町内のバス事業者あるいはタクシー事業者の所有するバスのウイルスの不活化処理のコーティング作業、そういったものに対しまして補助するという事業を計画いたしました。残念ながら業者の申請には至らないということで、計上させてい

ただきました410万8,000円を全額減額するというものでございます。

同じく24節の積立金2億円を計上させていただきました。これにつきましては、先ほど歳入等の説明でございました町税の伸び、あるいはさきに補正予算で報告させていただきました普通交付税の増額交付決定等に伴いまして、剰余金といいますか、そういった部分で2億円を今回ふるさとづくり振興基金のほうに元本積立てさせていただいて、後年度の事業に活用させていただきたいということで、今回補正計上いたしました。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 続きまして、3項、4項、5項の説明を……

〔「再エネ」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） すみません。では、再生可能エネルギー推進室長、梅木勝彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（梅木勝彦君） それでは、予算書18ページの4目、再エネ推進費を御覧になっていただきたいと思います。

こちらでございますが、委託料としまして114万2,000円の減額ということで、こちらは再生可能エネルギー発電事業推進専門員派遣委託業務ということでございまして、尊坊ソーラー発電所並びに高家ソーラー発電所の建設に係ります専門員の派遣ということで、令和3年度におきましては27日派遣をいただいて、実績といたしましては118万8,000円の支出となっておりまして、不要な部分について減額をするというふうな内容でございます。

続きまして、18節の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては軽米町ゼロカーボン推進事業費補助金ということで、電気自動車を購入した場合の補助、あるいは太陽光パネルを自宅に設備した場合の補助金ということで予算を計上したところでございますが、残念ながら令和3年度におきましては実績はないということでございまして、200万円の減額というふうなことで補正をお願いしたものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） では、3項、4項はここに記載されているとおりでございますので、5項選挙費。

選挙管理委員会事務局長、梅木勝彦君。

○選挙管理委員会事務局長（梅木勝彦君） 続きまして、予算書19ページとなっております。5項選挙費ということでございまして、1目選挙管理委員会費でございますが、こちらは人事異動によりまして職員の異動に伴いまして、給料、職員手当、共済費が減額となったものでございます。

それから、3目の衆議院議員選挙でございますが、こちらは衆議院議員選挙執行に係るものでございまして、いずれも減額となっておりますが、選挙執行に伴い

まして不要な部分を減額するというような内容となっております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 6項も記載のとおりでございますので。

では、説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑は全部でいいですか、それとも款ごとにやったほうがよろしいですか。款でなくて、項ごとのほうが……

〔「款で」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、質疑を受け付けます。質疑ございませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） まず、公務災害の関係ですけれども、予算書を見ただけではどれがどう、さっき給料の部分は説明ありましたけれども、先日の全員協議会の際に説明いただいたのですけれども、額が合わないなどと思って、手当とか共済費もあるのから出すということなのかなと思ったり、何か予算書見ただけでは公務災害の部分が現れていないというふうに思うわけですが、その辺はどのようになっていますか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、日山一則君。

○総務課企画担当課長（日山一則君） ただいまのご質問でございます。さきの全員協議会でお示しした資料の部分は、当然ながらここに盛り込まれておりますが、さきにご報告いたしました金額との差額につきましても、今回は人事院勧告の期末手当の減額あるいは人事異動等に伴う増減、そういった部分とミックスといたしますか、合算になっておりまして、明確にここを分けてこの分だという形での予算計上はできませんでしたので、先ほどの説明どおり、それを含んでの補正というふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 公務災害については、先日説明いただきましたので、それについてちょっとその後私自身も考えたりしたのですけれども、どっちがどっちだというあれもないのですけれども、やはりこの件については非常に重く受けとめなければならないのかなというふうに思うわけです。

それで、はっきり言って、けがしたりとかというのであれば明らかなものだから、分かるのですけれども、こういう病気に関して、この前もいろいろと説明はいただきましたけれども、職務が多かったとかどうのこうのという、ただそれをどこでどのように見極めるのかなというのがあると思うのです。私もそれで、ちらっとインターネットで調べたら、人事院のほうで何かいろいろと認定要件とか、そういうふうなのが定められているなというふうにあって、発病する以前に1か月160時間

の超過勤務だとか、発病前3週間120時間のとかというふうなことが認定要件になっていると、いろいろあるようではありますけれども、その辺は当然認定する側が、ちゃんと調べてやったのだと思うのですけれども、ただ今後のことを考えた場合に、1か月間160時間超過勤務するといえどれぐらいのことなのかと、ちらっと私なりに計算したところ、週5日、月曜日から金曜日まで夕方5時半から11時半まで6時間ずつやって、それが4週間あっただけではその分にはかないと。プラス土日の8時間ずつを、半分はそれをやらなければならない。ほとんど毎日、夜までやらなければならないと。当然そうなれば、もう明らかにそういう状態が周りから見えているはずなわけです。だから、その辺のところをどのように今後指導していくか。勤務体制の中でも、ただただ役場へ来ているというふうなことだけなのか。中には夜遅くまでやっているけれども、途中うちに帰って御飯食べてきてからまた夜遅くなってから始めているとか、そういうふうな部分もないわけでもない。やはりいろんな要素が絡み合っているのかなというふうに感じるわけではありますけれども、その辺のところを上の人というのは、当然それを指導していかなければならないのではないかなと思うわけです。

それで、認定されているものですから、特に外部にそれを検証するということは私は必要ないのかなと、逆に内部で検証委員会を設置して、明らかにあのときこうだったな、あのときこうだったなという、その状況をみんなざくばらんに出し合って、あまり外に出さなくてもいいようなことでもいいのではないかなと。そうやって、あのときこうすればよかったなとかというふうな形での内部の検証委員会というふうなものも設置して、今後につなげていく必要があるのではないかなと私自身、私も同じ役場にいた人間でございますので、役場の仕事というのは大体分かるものですから、どういうふうな勤務状況だかと。だから、その辺のところでは何が原因でこういうふうなことになるのかなというふうなのを、やはり自分たちが、身近な人たちが検証し合うということが一番必要ではないのかなと。

今後は、若い管理職が出てくるかと思うのですけれども、今の状態で上の人たちだけに責任を負わせるというふうな形であれば、逆に管理職をやりたくないという若い職員も出てくるのではないかなと。そうなれば、組織そのものが成り立っていないのではないかなというふうなことも想定されるわけです。ですから、その辺のところをちょっと重く受けとめて、外というよりは中で今現在のところを検証する機関をつくっていくべきではないのかなというふうに私は感じますけれども、その辺のところを現在のところではどのようにお考えなのか、お願いします。

○委員長（茶屋 隆君） ちょっとその前に、いいですか。一応公務災害ということで、軽米町では初めての事案です。今中村委員から大変いいご意見が出たと思います。本当に決定して、それは事実であるということはどうにもならない、それにし

っかりと対応しなければいけない。そういうことで、今答弁を求めましたけれども、この間全員協議会でちゃんと説明をいただいています。そういったことを踏まえまして、追加というか、その後の、今同僚委員からの質問もありましたけれども、そういったことを踏まえて、何かこういうふうなことをというようなことがあれば、それを説明していただいて、あとは中村委員から、皆さんで考えて共有してやっていかなければいけないのではないかなというように、すごくいいことだと思います。だから、これはどうだったのか、ああだったのかではなくして、やっぱりみんな、もう本音で、これからはこういうふうなことにこう対応していったらいいのではないかなというのを、出していただければいいのかなと私は思いますけれども、まず総務課総括課長から、そのことも踏まえましてご答弁をいただいてから進めたいと思いますけれども。

○総務課総括課長(梅木勝彦君) ただいま中村委員からお話をいただきましたけれども、そのとおりに思っております。職員の人事管理につきましては、健康管理でありましたり、あるいは超過勤務でありましたり、そういった部分につきましては、今後、公務災害については、公務での鬱病というふうなことが認定されたというふうな状況から、いずれ長時間労働にならないような対応、あるいはそういった検証を含めながら十分対応してまいりたいというふうに考えているものでございます。

また、そういった部分、いろいろ超過勤務に当たっては、それぞれの能力でありましたり、あるいは業務であったり、その置かれている状況等が違っているというふうな部分もあろうかと思っております。それらについても、上司である者は業務分担の見直し、あるいは適正配置等なり、また超過勤務をしている場合には宿直等でも何時までいるというふうな部分も確認しておくことから、長時間労働にならないような勤務体制の配慮等については検討してまいりたいというふうに考えておるものでございます。

また、内部的にも、そういった検証委員会等については、今お話をいただいた部分を考えながら、内部で検討させていただきたいというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長(茶屋 隆君) では、町長から。

○町長(山本賢一君) 中村委員から大変ありがたいご指摘いただきまして、ありがとうございます。私も大変これは重く受け止めていまして、これまでも職員からいろいろ調書を様々取ったり、それからまた課長を通して適材適所の人材配置を心がけてまいりました。それぞれこれまでもこなしてきた部署でありますし、当人にとっては大変な苦勞をされたのかなというふうに思っておりますけれども、いずれ今後ともいろんな職員の適材適所、そして職員の研修等も充実しながら、そしてまたそう

いった内部ではどういった位置づけがいいのかを含めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 委員長（茶屋 隆君） 今総括課長、また町長からもご説明がございましたけれども、まず初めてのことで、これから決して起こしてはいけない事案だと思いますので、まずそれに対しては当局だけでなくして、議会でも協力しながら、みんなでやっぱり考えていかなければならない事案だと思いますので。私とすれば、そういった意味で議会としても、みんなでどういうことを考えているのか、皆さんからこのことに対しての考えをまず簡単に一言ずつ話していただければ……
- 6番（館坂久人君） 委員長、議事進行してください。議事進行。
- 委員長（茶屋 隆君） 議事進行の中ですけれども、それで駄目であれば仕方ありませんけれども。そういったことはやっぱり必要な、今この場でやることではないかもしれないですけれども……
- 6番（館坂久人君） 議事進行してください。
- 委員長（茶屋 隆君） 大変申し訳ありませんでした。では、そういうふうなご意見が出ておりますので、議事を進行いたします。
今説明がありましたけれども、皆さんから何かございますか。
江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） この予算書のことで1点。この前の説明だと、管理職手当もこの算定の中に入っているかなと思ったのですけれども、この1年間は別の課長がその職務を担っていたのではないかなと思うのですが、そこは2人の管理職手当を払うのでしょうか。
それから、この休職扱いになっていた方は、最初たしか来たときには町長秘書のような場所に座っていたかなと、町長の部屋に近い場所だったのですけれども。庁舎管理とか河川とか、時間外もあったということなのですが、管理職手当も算定しているのですか。
- 委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、日山一則君。
- 総務課企画担当課長（日山一則君） ただいまの質問ですが、それは支給されるものでございます。
- 委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。
- 3番（江刺家静子君） 休むようになったときは、そのときの職務は、最初に総務課に来たときは課長で来ましたか。
- 総務課総括課長（梅木勝彦君） グループ長です。
- 3番（江刺家静子君） グループ長でしたか。ありがとうございます。
- 委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。あとありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、なければ総務費を終わってよろしいですか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 金額がかなり多いのですけれども、例えば軽米町ゼロカーボン推進事業補助金、または地域公共交通環境改善事業費補助金を創設したけれども、ゼロだったと。何か予算策定がちょっと甘いと言えば大変厳しい言い方かもしれないけれども、特にもゼロカーボンの関係はまず脱炭素だという、再生可能エネルギーだということで、軽米町が非常に自慢しているというか、目玉にしていることでもあるし、それに対しての補助事業ということであれば、せっかくある程度の見通しを持って設定したら、何とかそれを実施できるような職員の町民に対しての働きかけというのが当然あってしかるべきだと思うのですけれども、ただ補助金要綱を制定した、やりたい人は来てやってくださいというふうにししか見受けられないのです。

何かもう少し、せっかくやる事業だったら、その辺のところをもっと真剣にと言え失礼ですけれども、やる必要があったのではないのかなというふうを感じるわけですけれども、ゼロカーボンに対して200万円予算をつけたけれども、ゼロだったということに対しての検証、来年度も予算がついているようすけれども、来年度はどのような取組をしようとしてまた予算をつけたのか。今のままだったら、多分またゼロなのではないかなと。やっている意味があまりない。一般財源でもあるし、一般財源だったら、いろんなところで使いたいというところがいっぱいあるのではないかと思うのですけれども、その辺のところをどのようにお考えになっているでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 今中村委員よりご意見いただきました。軽米町ゼロカーボン推進事業につきましては、電気自動車を購入した場合に1台につき10万円を助成する。あるいは太陽光発電設備を導入した場合に、同様に10万円を助成するというふうなことで創設したものでございます。

令和3年度におきましては、車等においては、特にも半導体不足等により、なかなか納品もできないというような実情でございまして、車の購入がなされなかったと。あるいは太陽光発電につきましても、この補助上では10キロワット未満であれば10万円の補助というふうなことでございますが、太陽光を上げるためにも経費がもっとかかるというふうなこと等ございまして、この助成額につきましても検討しながら、皆様が使いやすいような助成事業にしていきながら、推進に努めてまいりたいと思っております。

いずれ令和3年度におきましては、事業を創設しまして、6月には事業説明会を行ったところでございます。そちらについては、大工でありましたり、車屋でござ

いましたり、多くの事業者の方から参加していただいて説明会を行ったところでもございましたが、それから推進に至らないと。また、事業についても広報お知らせ版等で二、三度お知らせしたところですが、なかなか着手していただけないというような状況から、先ほどお話ししましたとおり、要綱等の改正も検討しながら、さらにPR等も進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 町長。

○町長（山本賢一君） ただいまの中村委員のご指摘、大変ありがとうございます。今うちのほうでもこういった予算を立てておりますが、特に電気自動車のほうに関しましては国のほうで1台80万円という補助を予算化しております。そういった中で10万円上乗せして全体で90万円まで補助を出すというような、そういうふうな試みでありましたが、皆さんに対してのPRがちょっと足りなかったのかなというふうに感じておりますので、それも含めて今後積極的に皆さんにPRしながら国の補助また町の上乗せ補助等もいろいろPRしながら積極的に使っていただくような働きかけはしていきたいと思っております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

中村委員。

○4番（中村正志君） いずれ使いやすいような工夫を重ねていくということですので、それはそれでいいのではないかなと。実は電気自動車の購入に関して、昨年1年前ですけれども、ある町民の方から電話をいただきました。3月に買ったのは対象にならないのかと。3月に買った人がいたそうです、電気自動車。4月以降からのあれだから、無理なようですよと。だから、関心が全くないわけではないのです。町の補助がなくても買う人は買うのだと。なおかつ10万円ではなく、もう少しの上乗せをしてもいいのではないかなと。

また、電気自動車であれば、あまり長距離も走れないと思うし、限られたところでしか充電というか、そういうのができないと思うので、また不便を感じている人たちもいるのではないかなと。その辺のところを不安解消していただいて、これに取り組むように何とかやっていただきたいなと思っておりますけれども。

それはそれでいいのですけれども、先ほどの地域公共交通の補助金の関係、これも全くゼロだったという。これは定期バスとは別ですか。何か今のお知らせ版だったかな、定期バス等でICカードを使えるバスがありますよということを出していたけれども、一番肝腎な軽米二戸線は使えないなということですが、そのことですか、これは。ちょっとそこを確認。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、日山一則君。

○総務課企画担当課長（日山一則君） 今回の410万8,000円、まず事業のために予算いただいたわけですけれども、これは各町内のタクシー事業者、バスを運行し

ている事業者、個人といたしますか、その事業者に対しまして町単といたしますか、コロナ交付金を使いますけれども、事業を創設したもので、事前に何社かから、こういった事業を計画しているが、どうでしょうかというアンケートといたしますか、問合せを行いました、その際にはそういうのがあれば使ってみたいなというご意向もありました。それで、内部で調整しながら補助率等を検討しながら、3分の2まで助成しましょうという流れで創設したものでございます。ただ、残念ながら、先ほどもご説明申し上げましたとおり、こういった状況の中で自前で出す経費もあることから、どうしても踏み込めなかったという事業所が大半でございまして、今回実施はできなかったという形でございます。

あとICカードの関連とは、またこれは別でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） ほかに。

大村委員。

○7番（大村 税君） 1点お伺いしたいと思います。

軽米町地域活動支援事業費補助金が600万円ほど減額となっているのは、これはコロナの関係かも分からないけれども、いろいろな地域の方から聞くと申請が難しいというか、そういうことが多々あるので出せない。調査してみますと、やはり役場の職員の人がいるところとか、そういうところがうまく申請していたり、偏った感じがなくもないのではないかなというように私は感じておりますし、また地域の方も、もう少し簡単に申請をするような考えを持ってほしい。これは地域の連帯が薄れてきているのを、コミュニティーを旺盛にして地域を元気で明るい楽しい地域にするというのは、これは山本町長が町長に就任して、平成23年からだったかの予算でやって、大変ありがたい事業なのですけれども、もう少し簡単かどうか、簡素化できるような考えを持ってほしいと思いますが、いかがですか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、日山一則君。

○総務課企画担当課長（日山一則君） お答えいたします。

確かにこの事業費が600万円ほど落ちた。あるいは昨年度もこの場でご説明したとおり、昨年度も500万円ほど落ちております。実績で申し上げますと、令和2年度が550万5,000円、今年が400万円弱というふうな見込みとなって、150万円ほどさらに落ちているという状況でございます。

委員ご指摘といたしますか、お話のありましたとおり、コロナ禍で人がたくさん集まったの交流会、例えば盆踊り大会ですとか、そういったお楽しみ会、交流会、そういうものがいかにできなかったというのが一つの要因ではございます。また、ハード部門で申し上げますと、各地区にございますごみステーションでありますと

か、皆さんが集まる公民館の改修とか、あるいは備品調達、そういったものが主なもの、あるいはLEDの照明、そういったものがございます。ただ、全額補助でございませぬ。したがって、半分は自前で財源を捻出しなければならないという部分もございませぬし、これは平成23年からですか、ずっと続けて10年ぐらいになってきたわけですけれども、各行政区でも、町内会でもいろいろ整備が進んできているという中で、若干頭打ちの部分もあったのかなというふうなことで推察して、今回の補正ということになっております。

ただ、今地域によっては申請が面倒で、なかなか取り組めないところもあるのではないかというご指摘でございませぬ。確かにそういったこともあって、多分町内として、これ今確実な数字ではございませぬが、9から10ぐらいがまだ一回も申請したことがないというふうに記憶しております。ですので、できるだけそういった地区にも十分な手助けといいますか、補助できるような体制は必要と考えております。

簡素化というのは、かなりもう簡素化しております。これをもっとさらに簡素化というふうになってしまうと、お金のやり取り、事業の性格上、やはりある程度の部分の制限は必要となると思いますので、その辺は踏まえながら、さらにやりやすいといいますか、申出をしやすいような内容に努めていくのは必要と考えておりますので、今いただいた意見を基に、さらに効果が得られるような形でPRしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

大村委員。

○7番（大村 税君） 今のご意見、大変ありがたいご答弁だと思ひました。申請の際に役場の担当者の方も、申請に来たらば丁寧に説明して、なるべく地域全体に網羅するような事業補助金になるように努めていただきたい、このように思ひますので、よろしくどうぞお願ひします。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませぬでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、そろそろ12時になりますけれども、休憩して1時から民生費から始めたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、1時まで休憩します。

午後 零時00分 休憩

—————

午後 零時58分 再開

○委員長（茶屋 隆君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

3 款民生費から説明をお願いします。

町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） それでは、20 ページの3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費から町民生活課が所管している分についてご説明を申し上げます。

1 目の社会福祉総務費ですが、3 億8, 192 万8, 000 円のうち、今回3, 998 万8, 000 円の減額をお願いをするものでございます。このうち18 節負担金、補助及び交付金を3, 000 万円の減額をお願いするものでございますが、これにつきましては歳入で説明したとおり、当初1, 500 世帯、1 億5, 000 万円の予算化をしていたわけですが、給付済み額等の確定、それから翌年度繰越額を除いた残りの分を減額しようとするものでございます。

次に、6 目の障害者福祉費でございますが、これにつきましては1, 590 万円の減額をお願いするものでございます。町民生活課分といたしましては、1, 590 万円のうち590 万円の重度心身障害者医療費の減額をお願いするものです。これにつきましては、給付額の確定により、今回減額をお願いするものです。

続きまして、3 款2 項児童福祉費、3 目母子福祉費についてでございますが、これにつきましても562 万円の減額をお願いするものです。内容については、乳幼児から児童及び生徒の医療費助成費につきまして、助成額の確定による減額となりますものですから、562 万円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 続きまして、健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。先ほどの部分も含めて。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） まず最初に、午前中、江刺家委員のほうからご質問いただいた分についてご答弁をさせていただきます。

16 ページになります。歳入の部分でございますが、二戸地区広域行政事務組合から地域支援事業交付金としていただいている分の減額についてのご質問でございます。これにつきましては、地域支援事業ということで市町村が行う事業ということになってございます。その中におきましても、一般介護予防事業、これは社会福祉協議会で行っておりますはつらつデイサービスですとか、あとは地域に出向いております共食事業、百歳体操などの地域での活動事業の経費となってございます。コロナ禍もありまして、その分76 万1, 000 円の減額になったということでございます。

次に、包括的支援事業の中の地域包括支援センター運営分となっております。こちらについては、地域包括支援センターの内部の人件費ですとか、あるいは研修費とか、そういうものを予算計上しておりますが、こちらにつきましては当初前年

並みの予算で事業計画をつくってくださいということで、当初2,340万円で予算要求をいたして、予算を決定いただいておりますというところですが、これが補助事業等の関係によりまして、県からの内示分が軽米町分は1,700万円になったというところがございます。よって、640万円ということで減額させていただいたものがございます。

次に、包括的支援事業の中の社会保障充実分ということでございますが、こちらにつきましても様々な事業を行っておりますが、主には地域に出向いての研修会ですとか、あるいは関係者を集めての研修会、あるいは研修会のほうへ参加する事業となっております。こちらにつきましては、そういうことがコロナ禍の中において1年間ほぼ研修等ができなかったというところがございます。912万2,000円の減額というふうになっているところがございます。

次に、任意事業でございます。こちらにつきましては、配食事業ですとか、家族介護者教室、権利擁護事業などを行っております。こちらについての減額の大きな要因としては、成年後見制度を利用する場合に3親等までのご家族の方等が本来申立てをするということになってございますが、そういう方がいらっしゃらない場合、町長が代わって申立てをするということになります。そちらの経費として見てございました分の減額ということで、そういうケースが令和3年度にはなかったということでございまして、121万5,000円の減額ということになってございます。こちらについては、一旦……。

○委員長（茶屋 隆君） 取りあえず説明いただきましたけれども、よろしいでしょうか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） そうすると、収入が減ったのではなく、当初予定していた事業ができなかったから、単純に言えばそういう減額でしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） これは事業ができなかったということではございませんで、当初前年並みの予算で事業を計画してくださいということで広域のほうに言われて計画はいたしましたけれども、しかしながら県の補助事業等の関係で、一応これは、県のほうの二戸広域のほうでは、二戸地区広域行政事務組合でいただいている本来の限度額を超えて事業を行ってまいりました。というのは、他の市町村でできなかった分等について、県のほうでそちらの余剰分を回していただいていたという経緯がございます。しかしながら、令和2年度はこのまま、令和3年度と、あと次期、令和4年度につきましては、その事業費が他の市町村もだんだん多くやり始めているというところで、余剰分がなくなってきたということでございまして、本来であればその分つけるような予算で組んではおったわけですが、4月当初、県のほうから示されたところがかなり減額になっていたというところで、

軽米町分の事業費が1,700万円に下げられたというところから、計画を変更いたしまして1,700万円分の事業を行ったということでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、続いて民生費、お願いします。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、3款の民生費についてご説明いたします。

ページは20ページになります。まず、1目の社会福祉総務費の中の19節扶助費でございます。こちらについては、福祉灯油費等給付費ということで900万円の減額となっております。こちらにつきましては、事業実績確定による減額となっております。

次に、3目老人福祉費でございます。こちらにつきましては、報償費は研修会等講師謝礼。委託料につきましては、老人保護措置費委託料ということで、こちらは老人保護をするケースがなかったということで300万円の減額。続きまして、通所型介護予防事業委託料とございますが、先ほど申しましたように、社会福祉協議会のほうで行っておりますはつらつデイサービス等の委託料でございます。こちらにつきましても、コロナによりまして参加者等が少なかったということで139万6,000円の減額ということになってございます。

次に、18節の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらにつきましても二戸地区広域行政事務組合への負担金ということでございますが、先ほどの事業費等の減額によりまして、歳出のほうも減額になっているというところでございます。

次に、6目障害者福祉費の扶助費でございますが、こちらにつきましては自立支援医療費更生給付費となっております。こちらにつきましては、事業内容としては主には現在ほとんどが透析の患者の医療費助成ということの給付費となっておりますが、こちらの実績による減額ということになってございます。

それでは、次のページ、21ページを御覧いただきたいと思っております。3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費でございます。こちらにつきましては、報酬、共済費等については会計年度任用職員等の勤務実績による減額ということになります。

次に、19節の扶助費でございます。保育施設等広域利用施設型給付費ということでございます。他市町村への保育の委託分ということで、実績による減額ということになってございます。

次に、6目でございます。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業ということで、歳入のほうでもご説明いたしましたように、こちらは年末に騒いだほうの給付金で

はなくて、7月に臨時議会で補正予算を組ませていただいたものでございます。非課税世帯への特別給付金で、1人当たり5万円の給付をということで21世帯46人、230万円の給付をいたしております。これも実績による減額ということで200万円の減額となっております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 3款の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 20ページ、障害者福祉費の扶助費、自立支援医療費更生給付費1,000万円の減なのですが、対象者というのは何人ぐらいいらっしゃるのですか。対象になって、やっている方は皆さん、申請はされているのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、質問にお答えします。

町に対象者がどれぐらいいるかということでしょうか。それとも、給付対象が何人ということでしょうか。

○3番（江刺家静子君） 人工透析でも対象者ではない人もいるのですか、所得か何かで。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） そのようになっております。全員が申請しているというものではございません。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 対象となる方は、そうすると要件はどういうものでしょうか。

それで、こちらではあなたは対象になりますから、必要であれば申請してくださいという案内が行くわけですか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 申請につきましては、大体が病院のほうでそういう透析等の対象になった場合に、あなたは多分対象になると思いますから、町のほうに申請してくださいというようなアドバイス等が来て来るのがほとんどでございます。

要件については、詳しいところはちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、内容としてはそういう形でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ちなみに、この対象になった方というか、給付を受けた方は、実数では何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） その詳しい数値についても、今ちょっと持ち合わせておりませんので、調べてすぐお知らせいたします。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 福祉灯油費等給付費、さっき説明したのかどうか、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんけれども、福祉灯油の実施状況というか、12月補正で1,354万円補正して900万円返すということは、454万円、半分以下の給付だなど。今年は灯油代もかなり値上がりしているし、寒い冬だったのだけれども、これはどういう要因があって、こういう状態になったのかなど。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

実施状況といたしましては、2月末までの申請の期間となっております。ということで、もう既に終了しておりますが、444件の給付をいたしております。

予算要求時、1,354万円の要求をして予算をいただいておりますが、これにつきましては県の事業がありまして、当初まだそちらの要綱等が確定しておりませんで、その時点での県の想定といたしましては、非課税世帯の方にはほとんどあげたいというような内容のお知らせというか、正式通知ではありませんでしたけれども、そういう内容だったと。正式通知が来たときも、まだその要綱が確定していない状況でございます。その時点で予算額を計上するに当たって、非課税世帯は全員を見なければいけないというような県のアドバイス等がございまして、非課税世帯と生活保護の世帯の方と合わせまして1,354件ということで、その分を予算要求したものでございます。

その後、事業名も福祉灯油とかという名前からだんだん変わっていきまして、冬季生活困窮者等支援事業というような名前が変わっていきまして、内容につきましても非課税世帯でございまして、課税の方が所属している世帯というのが全部はじかれてしまったということもありまして、全員が非課税あるということと、あとは独り親世帯ですとか障がい者等の方が所属する世帯ということで、高齢者世帯の非課税者のみの世帯というのが対象になりましたけれども、それ以外の世帯は対象にならなかったという部分もございます。しかしながら、私たちの想定した人数よりもかなり申請が少なかったということで、2月末が期限となっておりますので、1月頃から当初始まってすぐぐらいからですけれども、申請が思うように来ないということから、民生委員にお願いしたり、あるいは相談の電話等をいただいた場合については、うちの包括支援センターのほうで、実際家のほうに出向きまして申請のお手伝いをしたりということでいろいろ活動してまいりましたけれども、予想を下回る444件、実際は530件ぐらいの申請があったわけですけれども、そ

の中で申請というか、要件が合わなかったということで444件給付となっているということでございます。

PR等についても、お知らせ版ですとか、あるいはホームページ等にも載せてございましたし、お知らせ版については3回ほど載せているということで、皆さんにも事あるごとにケアマネジャーと通じたりとかしてPRしていただいたわけですが、実際給付になったのが444件にとどまったということでございました。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） ちょっと飛ぶかもしれませんが、今灯油の関係が444件、それから騒いだ給付金についてしゃべっていたが、5万円のことだか、騒いだ……。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 一律10万円出した分の。

○10番（山本幸男君） その関係で46人とかという数字が出たね、説明の中で。444とか46というのは、大体一緒にならないといけないのではないかというような、私の感じは。そこで何がどう違って、どう受け取ればいいのかという質問です。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、今の山本委員の質問にお答えします。

まず最初に、福祉灯油につきましては非課税世帯等の高齢者と、あるいは障がい者の方々も含めた人数等の想定で行った事業でございます。

先ほど申しました46人というところでございますが、そちらにつきましては子育て世帯が対象でございますので、高齢者世帯等とはじかれるということで、子育て世帯で非課税世帯の方ということで、1人当たり5万円を支給するというところでございまして、そういう対象の方が21世帯あったということで46人、230万円の支出ということでございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 感じとして質問しますが、福祉灯油が1,354件ぐらいの予定のものが実際は444件というような件数。感じとして、該当者なのにもかかわらず申請しない人が多い、あったのではないかという印象ですが、それはどうですか。多かった、もっとあるのではないかと、そういう感じを受けますが、どうなのか、なかなか直接、私は陳情を受けたこともありませんが。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまの質問にお答えいたします。

福祉灯油につきましては1,354件分の予算を計上いたしましたけれども、最終的に県の要綱等に照らし合わせますと、はっきりした数字ではございませんが、1,000件を切るぐらいの対象者なのではないのかなというふうには考えておりました。しかしながら、申請が少なかったということで、PR不足とか、そういうこともあったのかなということで反省いたしておりますけれども、ちょっと想定外だったなというふうに私たちも思っております。大変恐縮でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、4款衛生費について説明を求めます。

健康福祉課総括課長、内城良子君。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） それでは、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について説明をいたします。

こちらにつきましては、135万6,000円を減額補正をお願いするものでございます。そのうちの特に7節の報償費120万6,000円の保健推進員謝礼につきましては、保健推進員については以前もご説明を申し上げたことがあるかと思っておりますけれども、地域から1名選出するということが困難というようなご意見が多数あるということで見直しを検討しております。全額を減額補正するものでございます。

あと次の2目の母子保健活動費につきましてですが、こちらは388万2,000円の減額補正でございますけれども、特に12節委託料についてですが、乳児、妊婦健康診査・精密健康診査委託料につきましてですが、精密検査の対象者がいなかったということで340万円の減額補正をお願いするものでございます。

次の3目予防費ですが、1,749万1,000円の減額補正をお願いするものです。大きな内容としましては、こちらは新型コロナワクチン接種に係る減額及び増額補正をお願いするものでございます。まず1節の報酬、3節職員手当、4節共済費につきましては、ワクチン接種の従事者である会計年度任用職員2名の報酬と時間外勤務手当と社会保険料の減額補正でございます。こちらは、1回目、2回目接種が最初の計画よりもかなり前倒しをして10月24日に早く終了したということで、対応日数が少なくなったことによる減額ということになってございます。

あと次のページ、22ページの報償費でございますけれども、こちらにつきましては30万円の増額補正ということでお願いするものでございます。こちらは、新型コロナワクチン接種、3回目接種の集団接種会場の看護師の謝礼が不足しているということで増額補正をお願いするものでございます。

あと10節の需用費につきまして、ワクチン接種による消耗品が充足しているということで100万9,000円を減額するものでございます。

12節の委託料759万7,000円の減額の内訳としましては、予防接種の委託料655万6,000円減額につきましては、県立軽米病院へワクチン接種の委託料をお支払いしておりまして、その協力をいただいていることが、まず1回目、2回目の当初の計画よりワクチン接種が早く完了したということで不用額を減額するものでございます。

あと次のコールセンターの業務につきましても、同じく早く接種が完了したということで104万円が不要になったというものでございます。

4目保健事業費でございます。保健事業費の1,187万3,000円、減額補正をお願いするものでございまして、こちらは12節の委託料ですが、基本健康診査委託料535万2,000円、がん検診委託料550万1,000円、胸部エックス線検診委託料ということで、こちらは新型コロナウイルス感染症によりまして健診者数が落ち込んだことによりまして減額となっております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、22ページのほうを御覧ください。福祉担当部分についてご説明いたします。

18節負担金、補助及び交付金でございます。地域企業感染症対策支援事業費補助金でございます。203万円の減額となっております。これにつきましては、新型コロナ対策の事業でございまして、町内の事業者で感染対策を行った経費に対する助成を行ったものでございます。1件当たり上限額が10万円という事業でございます。こちらは、実績としては11件、96万3,000円支出となっております。

次に、19節扶助費でございます。新型コロナワクチン接種在宅要介護者タクシー利用支援事業助成金でございます。235万円減額となっております。こちらにつきましては、福祉タクシー券の対象外の方で、在宅要介護者の方で、ストレッチャーや車椅子での移動に限られている方の新型コロナワクチン接種時のタクシー利用料の自己負担額の全額助成をするものでございます。実績としては、17件10万6,000円ということになってございます。235万円ということで、ほとんどが減額になるということでございますが、こちらにつきましては予算要求時、対象者が140人ほどあったということでございます。そちらの方が全員が使って、例えば往復のタクシー代で接種2回分ということになりますと、1人当たり約2万円のタクシー料金が発生するというので計上いたしましたが、実際のところ17件の申請にとどまったということでございます。こちらにつきましては、要因とし

ては、恐らくですけれども、介護タクシー、介護のサービスとしてタクシーを利用しますと1割負担で利用できるというところで申請をしなかった方が多いのではないかなというような分析をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課上下水道担当課長、中村勇雄君。

○地域整備課上下水道担当課長（中村勇雄君） 地域整備課分として説明させていただきます。

同じく22ページ、5目環境衛生費でございます。内容としましては、353万2,000円を減額するものでございます。これにつきましては、18節負担金、補助及び交付金のうち、浄化槽設置整備事業費補助金でございます。当初882万円を計上して下りましたが、今年度の実績が7人槽8基、5人槽5基の計13基の補助となりまして、528万8,000円と確定したことから減額するものでございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 2項清掃費。

町民生活課町民生活担当課長、橋場光雄君。

○町民生活課町民生活担当課長（橋場光雄君） 第4款衛生費、第2項清掃費、第1目塵芥処理費についてご説明いたします。

補正の概要は964万5,000円の減額補正となっております。内訳につきましては、会計年度任用職員の給料260万円の減、17節備品購入費につきましては令和3年度に導入しましたパッカー車の入札による減額ということで235万8,000円となっております。18節負担金、補助及び交付金につきましては、二戸地区広域行政事務組合負担金の確定に伴う減額ということで468万7,000円ということになっております。

続きまして、その下の第3目し尿処理費につきましては、二戸地区広域行政事務組合負担金の確定に伴いまして256万8,000円の減額となっております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、4款の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） コロナの関係の分野だと思うので、新型コロナワクチンの3回目接種の実施状況をお知らせいただきたいと。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、内城良子君。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） それでは、お答えいたします。

3月22日現在で53%の方が接種を受けております。そして、計画としまして

は5月いっぱいまで18歳以上を終わるといふようなことで、今はまた12歳から17歳の接種に向けて準備を進めているような状況でございます。4月は、バスの送迎等を組んでおりました、おうちから自分で接種会場まで来られない方々が地域からバスを利用して接種できるような形で進めている状況でございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにありませんか。

○4番（中村正志君） 別なこと。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 保健推進員はこの前の3月定例会のときに、来年の4月からは推進員は委嘱しないというお話がありました。これ見たら令和3年度もやらなかったのだなというに見えるわけですがけれども、ということは多分保健推進員というのは設置要綱があつて、各地域から世帯割において委嘱して、保健師と地域を結ぶ重要な役割をしていたのではないかなというふうに私は想定しているのですけれども、それが要らなくなったというか、廃止するというのには、では別なやり方での各地域における保健指導というふうなのが行われようとしていたのか。また、実際そういうことが必要なくなったというふうなことでこうなったのか。長く続いていたものだと思いますし、私の町内会でまだ総会はやっていないのですけれども、各町内会でも保健推進員は誰々だよというふうなことも委嘱したりしているのですけれども、何か最近では共食事業等も担当してもらったりしていたようですけれども、現在の地域での保健関係の指導というか、その辺の指導がこれからは今までとはやり方が変わるというふうに受け取っていいのか、その辺のところはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、内城良子君。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） お答えいたします。

まずは、先ほどもご説明したとおり、各地域からお一人を選出するというのはかなり難しいというふうなご意見が多かったということで、このまま全て廃止するというわけではなく、これからその形をどのようにしていくかということを検討することになってございますので、今その部分について検討しながら進めていくというふうなことになるかと思ひます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 検討するというふうな状況の中で、もう委嘱はしないで1年間そのままにしているということだったら、やっぱり活動というのは停滞していくので

はないかなというふうに危惧されるのですけれども。そういう問題が起きたら、ある程度その辺のところを検討して、次の方向をこういうふうに進めましょうというふうなやり方になってから、では今までのやつは廃止して、新しいのをやりますとかというのだったら分かるのですけれども、ただ、今何もなく、検討しなすでもやらないでいたら、では今までの保健指導というのは何だったのかなというふうに思われるところもあると思うのですけれども、その辺のところはもう少し何かきちっと考えてやるべきではないかなと思いますけれども、どうなのでしょう。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、内城良子君。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） 貴重なご意見、ありがとうございます。実情を申しますと、保健推進員は委嘱はしなかったのですけれども、各地域から選抜されてご協力をいただく方々にはボランティアということで、ワクチン接種のほうにご協力いただいていたという形が、まず今現在そういう形であるというのは知っていたいただきたいなと思います。

あと、今はそちらのほうで委嘱はしないでご協力いただいているような形になっているのですけれども、まずは今の状況からまた徐々に保健推進員活動についても一度見直しをかけて進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○4番（中村正志君） いいです。

○委員長（茶屋 隆君） そのほか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 私も保健推進員を2年ほどやりましたけれども、勤めている人とかなかなか活動に参加できないというのはありましたけれども、中でも共食とか、保健推進員と民生委員、食生活改善推進員と、いろんな人たちで協力して、うちで引き籠もっていることのないように集まって、いろいろレクリエーション的なこととか、スポーツをしたり、食事会をしたりして、コロナでちょっとやることができないではいるのですけれども、経費についてもいろいろ工夫しながら季節の食事を作って、それを本当に楽しみにしていた人たちも結構いたと思うのです。

保健推進員というのは、いろんな検診のときも呼びかけたりとか、そういう役割もあったので、成り手がいないというのも、難しいというのも分かります。分かるけれども、私は大事な存在だったと思うのですけれども、さっき中村委員がおっしゃったように、何としてもこれをなくさないで、続けていける方法をやっぱり考えるべきではないかなと思いました。よろしくお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 要望でよろしいですか。要望ということで。

○3番（江刺家静子君） ちなみに、本町ではもう既に保健推進員は決まっていました。

○委員長（茶屋 隆君） 先ほどから説明しているとおおり、ご理解してくださいというこ
とで。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、なければ6款農林水産業費について説明をお願いします。
産業振興課農政企画担当課長、竹澤泰司君。

○産業振興課農政企画担当課長（竹澤泰司君） それでは、6款農林水産業費、1項農業
費についてご説明させていただきます。

1目、2目については、特に追加のご説明はございません。

3目農業振興費でございます。18節負担金、補助及び交付金でございます。こ
ちらの強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金、こちらは新規で農業機械1台
の補助を予算で計上させていただいておりましたが、要望がなかったということで
300万円、歳入歳出同額で今回減額させていただいております。

続きまして、軽米町農業次世代人材投資資金、こちら525万円を予算計上させ
ていただいておりますが、新規の申込み1件分150万円を今回減額させていた
だきます。

軽米町親元就農給付金でございます。こちらは504万円を予算計上させていた
だいておりますが、新規5名を予定しておりましたが、新規3名分、金額で21
6万円を減額させていただいております。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課農林振興担当課長、鶴飼靖紀君。

○産業振興課農林振興担当課長（鶴飼靖紀君） 同じく18節でございます。軽米町工芸
作物等生産振興事業につきましては、当初416万2,000円を予算化してござい
ましたが、152万9,000円を減額するものでございます。

また、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金につきましては、当
初680万5,000円を予算化してございましたが、資材高騰によりまして事業
内容等の精査による実施事業費の減額によりまして250万5,000円を減額す
るものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 2項の林業費は記載のとおりでよろしいですね。では、6款の
説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 大変恐縮ですけれども、議案にはないのですけれども、農林関係
のほうで鳥獣被害の関係で、3月定例会では通常どおりの予算計上されていたよう

でしたけれども、ちょっとハクビシンの被害について、何か鳥獣被害というか、1頭捕れば5,000円あげますよとかなんとかというのがあるようですけれども、ハクビシンも対象になっているのかなということをちょっと確認したいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課農林振興担当課長、鶴飼靖紀君。

○産業振興課農林振興担当課長（鶴飼靖紀君） ハクビシンも補助の対象となっております。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） ハクビシンについては、町なかでもかなり出ているということを私の町内会でも言われていました。特に空き家等に巣を作っているというか、空き家等に居着いていて、何か野菜等々を投げているというか、そういうふうなところに来ているというふうな話もあったりして、かなり増えてきているので、何とかその辺を駆除するような支援を、そういうわなをかける何らかの専門の人たちも軽米にはいるということも聞いていましたので、そういうのをやってくれと言われればやるというふうなこともちょっと話をされたので、もっと積極的にやられてはどうかかなと思って、来年度以降のことですけれども、ちょっと発言させていただきました。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課農林振興担当課長、鶴飼靖紀君。

○産業振興課農林振興担当課長（鶴飼靖紀君） 毎年ハクビシンに関しては被害は相当出ているというふうにお聞きしてございます。町にも捕獲のおりがございますので、ご相談いただければ設置場所まで運びまして設置していきたいと思っておりますので、積極的にご活用いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） そういうのは町のほうで用意しているという話だけれども、それを使う人は資格か何か要らないのですか。何らかの資格、全くやったことがない人へも貸してくれるということなのか。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課町民生活担当課長、橋場光雄君。

○町民生活課町民生活担当課長（橋場光雄君） 中村委員の質問にお答えします。

わなの設置につきましては、1メートル以上の大きなわなについては、わなの狩猟免許が必要になりますけれども、それ以下のわなについては免許がなくても設置できますので、一般の方であってもお借りして設置することは何ら法律的に問題ございません。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） あとありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、7款商工費について説明をお願いします。

産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） それでは、24ページ、7款商工費についてご説明いたします。

1項商工費、2目商工業振興費は、18節負担金、補助及び交付金の減額でございいます。これは、それぞれ説明欄に記載のとおり、各補助事業が確定したことに伴う不用額の減額でございいます。

3目観光費、報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬、これは実績に伴う減額でございいます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、先ほどと同様、事業の確定に伴う不用額の減額をお願いするものでございいます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 予算書24ページの商工業振興費を御覧になっていただきたいと思ひます。

こちらの18節負担金、補助及び交付金でございいますが、軽米町新規求職者等地域雇用促進奨励金ということで1,683万6,000円の予算をお願いしてございいました。こちらにつきましては、22件の申請がございまして、1,348万4,000円の実績となり、335万2,000円が不用額として発生したものでございいます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 続きまして、4目の消費者行政推進費についてご説明申し上げます。

694万8,000円の予算に対しまして141万7,000円の減額をお願いするものでございいます。二戸消費生活センターは、二戸管内の市町村が構成市町村として運営している消費生活に関する苦情や相談、悩み事を受け付けるものでございいますが、当初見込んでおりませんでした運営費国庫補助金が国から認められたということから、構成市町村の負担金を減額するものでございいます。

以上でございいます。

○委員長（茶屋 隆君） 7款商工費について説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑ございませんでしょうか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 軽米町事業者等緊急対策支援金について、この支援金については

5月から何回もお知らせ版で出ていました。一番最初に出て、すぐに何か要件をちょっと緩和したということもあったようですけれども、1,500万円予算措置していて、今回1,000万円を返さなければならないということは、それだけ申請が少なかったということだと思えるのですけれども、対象が300ぐらいある中で150ぐらいが申請するのではないかということで、多分こういう予算を取ったのだと思うのですけれども、ある方からは何か申請の仕方が面倒くさいというふうなこともあって、その辺のところでは申請できないでいるというふうな人も中にはいる。その辺のところ、コロナで多分減収している方々に対する支援金だと思うのですけれども、せっかくだったら何とかしておあげするために、もう少し要件を下げるとか、申請の仕方をもっと簡略化するとかということもあってもよかったですのではないのか。せっかく予算化しているのですから、今回3分の2を返さなければならないという自体、その辺のところをどのように検証されていたのか、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） ただいまのご質問ですけれども、当初予算におきまして、令和2年度繰越し分の地方創生臨時交付金を活用して1,500万円の予算を計上しておりました。3月15日、昨年3月から今年2月までの12か月間を対象月として行ったわけですが、要件としては、当初令和2年度の収入額が令和元年度に比較して2割以上減少した方を対象に、その3か月で10万円以上、令和2年度の対象月が令和元年度に比較して20%以上減少した月を含めた3か月で10万円以上減収になっている方を対象に10万円を交付するという要件でございました。なかなか申請する方がなかったということから、中村委員おっしゃるとおり、途中で要件の緩和を行いました。令和元年に比較して令和2年度の収入額が1円でも減少していれば、減少した方を全て対象にしますということで実施してまいりました。2か月ごとにお知らせ版で周知してまいりましたが、最終的に150件見込んでいた事業が47件になったということでございます。この問合せは、たくさんございました。いずれ問合せがあった方で対象にならなかったのは、令和2年度は令和元年度より収入が減っていないという事実、ここが一番のポイントになります。なので、相談には丁寧に対応しております。

申請につきましても、確定申告の写しの収入の部分があれば、あとは手書きでもいいですので、対象月を確認できるその月ごとの収入額を記載された資料があれば、あとは何も要らないと。国の事業復活支援金とか、そういうものに比べれば全然申請上はそんなに難しくないということになってはおります。いずれ軽米町の中では、収入の減少が大きく出ていた方はなかったという結果だとうちのほうでは考えております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。そのほか。

大村委員。

○7番（大村 税君） 商工業振興費のところでございますが、軽米町移住支援金100万円の減ですが、何件の移住者が軽米町に来たのか、分かりましたらお知らせ願いたいと思います。

また、今朝のテレビニュースでございましたが、九戸村では盛岡市のIT産業と連携して、調印式をして、移住促進事業に力を入れるし、あるいは園芸特産品もIT産業のあれを使ってやっているというふうなことが今朝放映されたので、進んでいるなというように捉えたところがございますので、そういうような考えもあるのか。減額をしないような対応を考えてもいいのかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） 先ほどご説明いたしました軽米町移住支援金100万円の減、簡単にこの事業の内容をご説明いたします。

これは、東京23区に住んでいた方、あるいは23区に通勤されていた方を対象に、地方に移住をして、県のマッチングサイトに登録している企業に就職した場合に100万円の補助金をもらえるという制度でございます。これは50万円が国費、4分の1の25万円が県費、町の持ち出しは25万円。ただ、なかなかこれは、大村委員おっしゃるその他の移住、総務課のほうでやっております移住の関係と違いました、国の事業でやるということで、この制度を国のほうで創設をして2年目になりますけれども、今のところ軽米町には該当する方が来ておられていない。移住しただけではなくて、登録している企業に勤めて初めて該当になるというものでございます。

ちなみに、今県のほうの紹介等、来年度ようやく軽米町にも1名の方の、この事業を活用できる移住者の方があるという情報は今のところいただいております。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、日山一則君。

○総務課企画担当課長（日山一則君） ただいまのご質問でございます。関連いたしまして、今小林担当課長が申しあげました事業とは別事業でございますので、当町に移住実績ということで、今私のほうでつかんでいる人数は19人、まず町外から移住されました。その中に、協力隊の方も1名含まれますが。一番のポイントだったのは、空き家バンクを創設して、2棟、3棟しかまだなかったのですが、それを有効に活用するという方が1世帯ございまして、その方が住宅を取得しまして7名、家族で秋田のほうから移住しております。それを含めまして、またあと町民生活課のほうに転入届等されたアンケートによる回答を含めまして、全部で19人という実績となっております。

いずれ今申し上げました産業振興課所管の移住事業、あるいは総務で所管している移住事業、これはみんな一貫性ございますので、連携しながら移住推進に努めていくという形で今後もやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは……

〔「休まないでやるか」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 休まないでやりますか。

では、休憩しないでということですので……

〔「休憩したほうがいいんじゃない。休憩。休憩
しましよ」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） どっちにしますか。このまま続けてもいいですし、休んでもいいです。私に任せますか。

〔「任せます」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、15分まで休憩します。

午後 2時02分 休憩

午後 2時16分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

8款土木費。

地域整備課環境整備担当課長、戸草内和典君、説明をお願いします。

○地域整備課環境整備担当課長（戸草内和典君） それでは、24ページをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費につきましては、特に説明する事項はございません。

2項道路橋りょう費ですが、道路新設改良費の21節補償、補填及び賠償金ですが、町道蛇口蜂ヶ塚線改良舗装工事におきまして電話柱及び電柱の移設の補償費を計上しておりましたが、現場精査の結果、補償の必要がないことから150万円の減額としております。

続きまして、5項住宅費ですが、2目住宅建設費の工事請負費ですが、当初8戸予定の戸建て住宅が6戸となったことで事業費確定により4,796万7,000円の減額となっております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 8款の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 住宅建設費、いまいちちょっとよく分からないので、もう一度お願いしたいのですけれども、今のは8戸の予定が6戸になったからという、その減額で4,796万7,000円ということで、3月定例会の繰越明許のときに説明いただいたときの資料を見たときに、そのときの工事請負費は歳出予算額が2億880万円で支出見込額が4,578万2,000円、繰越額が1億3,819万3,000円というふうになっていて、今何で4,700万円が減額になるのかなど。その金額はどこにあるのかなというの、ちょっといまいちよく分からないのですけれども。今しゃべった数字は、今の資料にはありませんけれども、3月定例会の特別委員会で提出された資料……。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課総括課長、工藤薫君。

○地域整備課総括課長（工藤 薫君） ただいまのご質問ですけれども、繰越明許費にお願いしていました額は、3月定例会ですけれども、補正第8号でしたけれども、1億4,806万2,000円。これは委託料と工事費の部分で、そういう繰越し事業費になってございます。今回、当初といいますか、国庫交付金が1戸当たりの増額がございまして、単費を抑えるというふうな格好から8棟から6棟という建築をしているところでございます。物資の供給が滞った関係から繰越し事業としてございますけれども、今回提供しております減額4,796万7,000円は、工事費の部分の契約確定というふうなことで、その分の予算を減額するというふうなものでございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

中村委員。

○4番（中村正志君） この数字、ちょっとかみ合わないと思うのだけれども。というのは、どこにもこういう数字は出てきていないので、前に私らに対して資料提供されたのには。よくよく見ると、繰越明許費の1億三千何ぼというのは6棟の契約額を合計するとその金額になりますね。1億3,819万3,000円という金額は、6棟と契約したのが。これ私計算したのです。そうしたら、その金額でちょうど合っている。それはそれでいいのですけれども。

1つ、では別な話を聞くのですけれども、この6棟がインターネットを見ますと3月31日までの完成年月日の契約で、その後また更新したかどうか分からないのですけれども、これほとんどできていると思うのだけれども、何かしら来ないからということで。ちょっとこのやり方の中で、お金の支払いの仕方で、これは全てが完成しないとお金というのは払われないことなのかなど。というのは、私は何を言いたいかというと、多分11月あたりから工事に入っているのではないかと思いますけれども、それまで建設会社のほうではかなり経費を使ってやっていると思う

のだけれども、何かその辺の間の経費とかなんとかというのを当然支払わなければならないと思うが、そういうふうな仕組みになっているものなのか。ちょっとその辺が心配で、私ちょっとお聞きしたかったのですけれども。いずれ来年にならないと払わないというふうになれば、何か大変ではないのかなど。余裕がある会社なのかどうか分からないですけれども、その辺は支払いの関係はどうなっているのですか。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課環境整備担当課長、戸草内和典君。

○地域整備課環境整備担当課長（戸草内和典君） 繰越し申請の際は全額繰越しすることで進めてございましたが、住宅において半導体の供給不足から、ボイラーが3月中に納められないということで繰越しいたしました。その後ですが、6者のほうから、全業者から出来高払いの請求がございましたので、先日出来高検査を行い、出来高払いをしております。ですので、会社によってはおのおの、ほとんどボイラーと建具が一部納入見込みが立たないということで、検査時点ではこの部分を除いた額の9割を出来高払いとして支払い済みでございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

中村委員。

○4番（中村正志君） ということは、支払い済みですよ。

○地域整備課環境整備担当課長（戸草内和典君） はい。

○4番（中村正志君） ということは、繰越明許費というのはどうなるのですか。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課環境整備担当課長、戸草内和典君。

○地域整備課環境整備担当課長（戸草内和典君） ですので、これは最終的にその辺は調整させていただいています。

○4番（中村正志君） 出来高払いだから、全額でないの。

○地域整備課環境整備担当課長（戸草内和典君） はい。

○4番（中村正志君） 繰り越す部分はあるということ。

○地域整備課環境整備担当課長（戸草内和典君） 出来高払いは全額ではないので、繰り越す部分はございますので、今年度支払い分と繰越し分は今後調整させていただきます。

○4番（中村正志君） 分けるということ。

○地域整備課環境整備担当課長（戸草内和典君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

中村委員。

○4番（中村正志君） ということは、この前3月で議決した繰越明許費の金額は、いつかの時点で変わるようなのを議決を求められたということですか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、吉岡靖君。

○総務課総務担当課長（吉岡 靖君） 中村委員のご質問にお答えいたします。

まず、先日の繰越明許のときに、予算として繰り越しますよと、予算ですので、繰り越した後、予算額の増減というのは、特に令和4年度の予算書等にも載って来ることはないというようなことでご説明を申し上げました。なので、予算に関して増えました、減りましたという、今後の議決というのを求めることはございません。その代わりなのですけれども、この間仮の数値として、例えば1億円予算として繰り越しました。その後1億円、次の年にやろうと思っていた分のうち5,000万円を執行することができた。そうすると、5,000万円は不要なわけでございます。そういったものはどういうふうにして議会のほうにお知らせするかという、年度終了後、最初の議会において報告するという、繰越明許の計算書というのを毎年提出しております。例年ですと一番早い議会というのは6月定例会ということになっていますので、6月議会に提出する。その間に臨時議会があれば、臨時議会のときにお示しする。それは、予算というのはいまだに議決いただいたもので変わることではないので、予算はこの分でしたけれども、その予算のうちの実際この分を次の年に繰り越しますというような計算書を示して、実際に次の年に繰り越された事業規模がこのぐらいですよというような資料は提出させていただいております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、なければ9款消防費。

総務課総務担当課長、吉岡靖君、説明をお願いします。

○総務課総務担当課長（吉岡 靖君） では、消防費について補足説明させていただきます。

2目の非常備消防費でございますけれども、889万2,000円の減額として計上させていただいております。

説明欄のほうに移っていただきまして、8節旅費、これは消防団への出動手当等を含めての費用弁償でございますが、768万5,000円の減額として計上させていただいております。コロナ感染症の影響で、操法競技会あるいは消防演習等が開催できなかったという影響が大きくて、主に半額に近い予算額を減額というふうなことで計上させていただいております。

補足説明としては以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 9款の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 質疑がなければ、10款の説明をお願いいたします。

教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） それでは、26ページをお願いいたします。

教育費になります。1項の教育総務費、3目教育振興費のご説明を申し上げます。277万円の減額ということでございます。これは補助金ということで、軽米町中高生海外派遣事業費補助金でございます。当初326万円を計上してございましたが、コロナ禍におきまして海外派遣はできないということでございます。昨年度については中止をしておりますが、今年は代替の事業ということで検討したところ、福島県のブリティッシュヒルズというところで英語の研修センターですが、そこに3泊4日、一戸の中学生、高校生と併せてということで、軽米町からは中学生6人、それから高校生4人が参加をして3泊4日の研修を受けております。そちらにかかる経費ということで49万円ということで、277万円の減額ということになります。

それから、4項の社会教育費、こちらのほうは5目の文化財保護費のほうでございます。132万円の減ということで、これは委託料ということですが、町内の遺跡発掘調査事業業務委託ということで、袖の平から出土しました木製品の長期保存、それからこちらの調査ということでの委託ということで、こちらは5年間やっております。その中で3年目の事業ということで進めております。契約した部分の委託料の当初予算286万円でしたが、154万円の契約ということで、契約残の132万円を減額ということになります。

続いて、5項の保健体育費、1目の保健体育総務費でございます。180万2,000円の減額、こちらのほうは負担金、補助及び交付金ということで、軽米町スポーツふれあい交流推進事業実行委員会への補助金。当初こちらのほうは300万円の事業ということで、オリンピック・パラリンピック関連事業に合わせた形で補助金を計上してございましたが、実質119万8,000円の支出ということですが、こちらのほうにつきましては、聖火リレーイベント等ということで規模縮小をして開催をしております。6月16日でございます。そのほか軽米町では、オリンピック・パラリンピックのテーマの図書展、それからあとはオリンピックと国体に合わせた体育館での展示等の事業を開催しております。この事業につきましては、ポッチャ等の体験とか、スポーツ教室等も計画をしてございましたが、こちらのほうを開催できないということでございますので、その分の減額ということで180万2,000円減額ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 10 款の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

館坂委員。

○6 番（館坂久人君） 26 ページの5 目文化財保護費について、この関連でお聞きしたいのですが、いつだったか、テレビ報道等見ていたら、県の文化財の研究員の削り取り事件といいますか、あれをしていたのですが、その中に軽米町の文化財も何かテレビでついていたのですが、軽米町の削り取りの事件といいますか、それは何をどのように削り取られたのか、ちょっと詳しく教えてもらいたいのですが。

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午後 2 時 3 3 分 休憩

午後 2 時 3 3 分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） こちらにつきましては、先日ですけれども、テレビのほうで終結したということで発表になっておりますが、その際に軽米町で影響している部分については、石の出土品ということで13 点ほどありましたが、それを県のほうに預けておいてということで、それを調査してもらうものでございましたが、いずれ調査はいろいろやっていただくわけなのですが、削って、そして調査をする場合については、持ち主のところに確認をしてというか、承諾を得てということを進めてやっていくということで、一声あれば、こちらのほうではどうぞという話にはなるのですけれども、それらを省略して、もう勝手に進めてしまったというところがあって、それに対する調査はしておりましたが、どれぐらいの件数があるかということであって、軽米町のは13 点ということで、前提の部分は、それを調査をして、どれぐらいの人たちに影響しているか、どれぐらいの数があるかというのを調査した結果がある程度まとまりましたので、それについて軽米町にもお知らせをしますということで、この間おいでいただいて説明をいただいております。詳しいものとか内容のところについては、ちょっと資料ありませんので、あれなのですけれども、一応そういった説明があって、そして軽米町でも影響を受けていますということでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

館坂委員。

○6 番（館坂久人君） そうすると、まだ詳しい中身の説明が文書では回答は得ていないということですか。

- 委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。
- 教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 県のほうからは文書で、終結をしたという事でいただいております。
- 委員長（茶屋 隆君） 館坂委員。
- 6番（館坂久人君） ちょっといまいち中身が分からないのですが、削り取られたということですか。何かちょっとテレビでは削り取りの内容で報道になっていたのですが、具体的にどこがどういうふうに、何のものがどういうふうになったのか、お示しできませんか。
- 委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。
- 教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 今県のほうの報告のものを探してまいりますので、それを見てご説明したいと思いますので、ちょっとお待ちください。
- 委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんか。
- 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 歳入と歳出の関係なのですが、歳入で町債、教育債300万円ということで、軽米高校教育振興支援事業債が出ています。それで教育費のほうにそれに該当するような歳出科目は特に表示する必要がない内容だったのですか。
- 委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、吉岡靖君。
- 総務課総務担当課長（吉岡 靖君） 歳入の教育債、教育振興支援事業債として300万円計上させていただいておりますけれども、これは過疎対策事業債のうちの特別事業分、ソフト事業に対して借入れができる起債を充てているものでございます。それが教育債だけではなくて、例えば上のほうを見ていただければ、2目の民生債として300万円、こちらも増額の計上しております。ただ、その上の総務債は600万円の減額計上しております。これが事業の一つ一つ、教育事業分として借りたりするのではなくて、特別対策事業分として一括して借り入れます。それがそれぞれの事業間でのやりくりができるとされております。今回教育債のほうに特別に増額するわけではなかったのですが、高校の支援事業債のうち、何割かをこの事業債を財源として入れて、あとその残りの分は一般財源分を充てることとしていたものでございます。今年度、歳出の欄でも説明がございましたけれども、地域活動支援事業費が少なかった、歳出のほうでも600万円ほど減額補正させていただいておりましたけれども、その分要は財源として当て込んでいた過疎債分をほかの事業に回せるというふうなことでございまして、その際のマイナス600万円の分を民生債と教育債のほうに財源として振り分けた、したがって歳出としての金額の変更はあるというふうなことでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。
- 委員長（茶屋 隆君） いいですか。
- 3番（江刺家静子君） 理解できないけれども……。

〔「使うのしか借りないというのだ」「補助金とは別だというんだ」「進行」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 理解できなかつたら、もう一度聞き直してください。

〔「聞いたって理解できないでしょ」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） すみません、私も先ほどの質問、声が低くて聞き取れなかったものですから、何とも対応の仕方がなくて申し訳ございません。

では、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員、よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） ということです。あとほかにございませんか。

教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 先ほどの文化財の削り取りの部分ということでございます。岩手県立博物館のほうに、不適切行為ということで、3月15日に岩手県の教育委員会のほうから説明がありました。軽米町からは、大開、それから袖の平等から出土した鉄おのとか、鉄で作った製品、それらが出土されたものをお預かりして、そして将来的には調査をしていただくという形をお願いしておるわけなのですが、削るといっても断片を削って、そしてそれを成分分析をすると。いつの時代のものとか、そういったもののやり方という、そんな調査の仕方をするもので、ばつんと切ってこうやるというわけではなくて、出土品の中から本当の端を削って、その成分を分析するというような部分でございます。それを早い話が許可なく進められたということで、それについての部分を重く見て、いろいろどれぐらいにそれが県の中で影響するかということで調査を進めたということで、それがある程度点数的なところもほかの市町村の部分についてもまとまったということで、一旦ここで終結するというような形を取るということで、あとはまた調査の部分については継続してやっていくということになって、一応片づけるということになっております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（舘坂久人君） はい、了解です。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 教育費以外での質問が。

○委員長（茶屋 隆君） 予備費を終わってから、ではまとめで。

教育費がなければ、12款予備費の説明をお願いします。

総務課総務担当課長、吉岡靖君。

○総務課総務担当課長（吉岡 靖君） 予備費について説明させていただきます。

予備費につきましては、現在1,321万2,000円の予算となっております。それから事業への充用がございまして、538万円を充用させていただいております。現在実質的に残っているのは790万4,000円ということです。年度末になりまして、3月定例会では除雪費として1,000万円の補正を認めていただきました。ですので、あと数日間、不測の事態に対応する分として400万円程度で何とかするのではないかと。あと全体の予算額の調整というふうなこともやっております。要は全体予算額の調整というふうなこともございまして、その金額は決めさせていただいたところでございます。330万1,000円を今回減額で、予算額上は991万1,000円となりますが、先ほど申し上げましたとおり、実質的には460万3,000円ほどになるというふうなことでご理解をお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりましたけれども、よろしいでしょうか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 課長からるる説明がありましたが、全然分かりません。課長の説明の中で、例えば充用した金額が幾らで、それから実質残っているのは何ぼというようなこともありましたが、今残っている予算に対して使った分が、充用したの何ぼ何ぼという、その一覧表みたいなので出せませんか、資料。あとは、裁判の関係で弁護士にここから出したのもあったような記憶しておりますが、そういうようなのが分かる資料、説明をお願いしたい。

○総務課総務担当課長（吉岡 靖君） 休憩をお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 休憩。

午後 2時46分 休憩

午後 2時47分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

もう一度、分かるように説明をお願いします。

総務課総務担当課長、吉岡靖君。

○総務課総務担当課長（吉岡 靖君） では、ゆっくり話させていただきたいと思います。

まず、当初の予備費の予算は971万2,000円でした。最初に4月だったのですが、かるまい交流駅（仮称）の建設予定地の土壤概況調査業務が至急必要だというふうなことで334万4,000円を予備費のほうから充用させていただいております。年度の早い時期でございましたので、6月の定例会ではその相当分として、また350万円を予算補正させていただいております。

その後、9月でございますけれども、これは会計年度任用職員の報酬、期末手当、社会保険料、ちょっと具体的にどこの場所だったかという、記憶の中でだけだとコロナワクチン対策だったと記憶しておりますが、そこで80万円程度を充用させていただきます。

それと、先ほど弁護士費用というお話もございましたけれども、10月でしたけれども、弁護士委託料として60万円を充用させていただきます。

あと12月ございましたが、ケヤキの木の落下で車を傷つけたという損害賠償金に充てるため、21万6,000円を充用させていただきます。

今年に入って2月でございますが、オミクロン株によるコロナ感染症が町内でも散見されてきている。ですから、そういった県のほうのPCR検査とか抗原検査の対象にならなくても、やはり感染防止ということで、早めに検査をする必要があるだろうというふうなことで、抗原検査キットが必要ということで、その購入費用に33万円を充用させていただきます。合わせまして、充用額が530万8,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） いかがですか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 資料は、とにかく出してもらいたい。要望しておきます。これが第1点です。

それから、充用ということがありました。充用というのはこの予算の中ではなくて当然なのか、その辺も。資料は、ちょっと検証したいので、もう少し。後でもいいですから、出してもらえば。要望しておきます。

○委員長（茶屋 隆君） 分かりました。

では、総務課総務担当課長、吉岡靖君。

○総務課総務担当課長（吉岡 靖君） 予備費から別な経費のほうに予算額を移す場合は、充用という言葉を使わせていただいております。予算というのは、あくまで議会の議決をいただいた金額から変わりはない、それを不測の事態等にすぐ対応できるように予備費がありまして、それからの充用が認められているわけでございます。予算額はあくまで予算額、議会において認められた金額どおり、あと予備費の中で実際のやりくりをする分を足したりしながら運用するというふうなことでございますので、予算額には出てこないものです。決算書もちょっと今お持ちではないと思うのですが、決算書も左から始まりまして予算額と書いてくるわけで、あそこにも充用額が出てくる……予算額とは別な欄で掲載させていただいているというようなことで、ちょっと私も納得いく説明ではないのですが、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 分かりました。弁護士費用については、予算議会の議決なり
なければ支出できない、予備費からの支出はおかしいのではないかという指摘を私
は前もしているのですが、問題ないというような答弁もあった。俺は、それからそ
れ以上のことは勉強していませんので、ちょっと分かりません。また改めて質問し
ますが、今日はいいということで。弁護士費用の60万円、これはここで終わって
いますか、まだもっと支払いをしなければならないとか、大体終局の状態にあると
か、何かコメントはありますか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、吉岡靖君。

○総務課総務担当課長（吉岡 靖君） この予備費を使わせていただいた60万円とい
うのは、着手金、手付金として契約額に必要なものでございますので、それを上回っ
ての弁護士の作業、あと対応の時間等が出てくれば、それに見合った額が今後も当
然必要になってくるというふうなものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 最後にしますが、そうすると弁護士費用というのは、僕らなど
には関係なく、また追加の部分は議会の同意を得ようと得まいと着手金プラスそう
いうふうな形で執行されるものだと、そういう理解でいいですか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、吉岡靖君。

○総務課総務担当課長（吉岡 靖君） 以前に損害賠償への予算対応のときに説明をさせ
ていただいておりますけれども、1回目、議会、臨時会の招集のいとまがないと
いうことで予備費を充用させていただいております。その次また別な訴訟がござ
いまして、そこでも弁護士をお願いすることになりましたけれども、その際には、
要は裁判所から呼出しとか、書類の提出を求められた期間がありましたので、
その際は臨時議会での補正予算という形で認めていただいて対応しております。で
すから、弁護士費用イコール予備費の充用という考え方ではなくて、その都度都度
の対応の期間的なものであったり、適時というような形で対応させていただくこと
になろうかと思えます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎総括質疑

○委員長（茶屋 隆君） それでは、総括、全体的な質疑、本委員会に付託された議案に
ついて質疑があれば。

江刺家委員。

- 3番（江刺家静子君） 保健推進員制度について確認でお聞きします。
今回120万6,000円の報償費の減額したわけですがけれども……
- 委員長（茶屋 隆君） 最初は何と言いましたか。
- 3番（江刺家静子君） 保健推進員謝礼、衛生費、21ページ、これ120万6,000円の減額ということは、今年度は保健推進員には全く報償費の支給はなかったのでしょうか。
- 委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、内城良子君。
- 健康福祉課総括課長（内城良子君） お答えいたします。
お支払いはしていないということです。
- 委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） たしか保健推進員は2年ごとに辞令をいただいたのですけれども、そうすると去年も今年も辞令は出していないということですか。
- 委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。
- 健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまの質問でございますけれども、辞令については出ていると思われま。令和4年度に新たに辞令はもう出さないというようなことで、先日定例会のほうで角田課長がご説明したと思っておりますけれども、報償費を払わなかったというのについては、実際活動を一切していないということでございます。活動があったときには支払いをしている。ただ、今年度につきましては、保健推進員としては活動をしていないということでお支払いをしていないということでございます。
以上でございます。
- 委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 何かこれまでは例えば各行政区から推進員になって2年ずつやってきて、そしてたまたまその活動に参加できなかったとしても、1年にいろんな研修とかあります。そうすると、夏場は参加できないけれども、冬場はできますとかと言ってくる人もありましたし、それが活動の補助金ではなくて、その役職に就いたという報償費だったと思うのですが、その辺はいかがですか。
- 委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。
- 健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 役職に対しての報償費という形ではなくて、それであれば会長が高いとか、そういうことがあるかと思っておりますけれども、そうではなくて一律の支払いとなつてございますので、こちらについては役職に対する支払いという認識ではなくて、活動をしたかしないかということでございます。今年度につきましては研修等も一切行ってないということでございますので、支払いはしていないということをご理解をいただきたいと。
- 委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 辞令を出して、それには報酬幾らというのはついていたかどうか分からないのですが、保健推進員というのは軽米町独自のものではなくて、厚生労働省と全国つながった組織であって、それでまず保健推進員には報酬が出ていると。そうすると、似たような活動をしているので、食生活改善推進員というのがあります。その方々も、結構いろんな場面で出番があって、招集がかかったり、お手伝いしたりして、でもその方々は制度が違うので、報酬はないということで、そこで、「いや、あなたたちは報酬あっていいですね」という話があったりしたのですが、保健推進員というのは、そんなに簡単になくせるものなのではないでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 先ほど総括課長も申しましたように、もうなくするということを決定したわけではございません。こちらについては、今後どのような形で進めていくのか。あるいは各行政区から1名を選出するのが難しいという形であれば、近郊の複数の行政区から1人とか、そういう形になるのか、あるいは全く別な形になるのかを検証していきたいということで考えておりますし、今回江刺家委員がおっしゃったように、報酬として出しているものではなくて、報償費でございますので、謝礼として出している部分でございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 私も今ここに設置要綱がないので、何とも言えないのですが、設置要綱をもう一回見て検討したほうがいいのではないかなど。多分年額謝礼ではないかなというふうに私は思うのですが、ましてや辞令とか委嘱状を出しているのであれば、活動しようがしまいが、当然支払われるべきものではないかなというふうに私は思いますけれども、ちょっと検討を要するのではないかなど。ただ、ここで今全額減額してしまえば払えないと。何か言われれば負けるのではないかなという気がするのですが、いかがですか。設置要綱がないから何とも言えないのですが、

〔「前はそうだったけれども、変えているかもしれない」と言う者あり〕

○4番（中村正志君） 各町内会ごとに活動している人もいないわけではないから。

○10番（山本幸男君） 手帳か何かあったのでないか、保健推進員の手帳。

○委員長（茶屋 隆君） 確認して、後で報告いただくということで。

健康福祉課総括課長、内城良子君。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） それでは、おっしゃるとおり、しっかりと確認を

しまして、後でご報告したいと思います。

〔「後でといったって、今議決するので」「これ採決したらなくなるのだ」「使えなくなるよ」「予備費で対応すればいい」「駄目なのだ予備費では」「これは予備費でもいい」「これは使ってもいいやって」「いいって」「タブレット見ていた」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、ちょっと休憩します。

午後 3時04分 休憩

午後 3時04分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 今ちょっと要綱のほうを確認しましたところ、推進員に対しては予算の定めるところにより報償金を支給すると。費用弁償等については、費用弁償の条例に定めるところにより支給するということになってございます。年額というような報酬等については記載がございませんので、先ほどの説明のとおりでございます。

〔「予算が定められていると」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

〔「了解」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） あとございませんね。なければ、委員長を交代して、私から。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（田村せつ君） 代わりまして、茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 大変申し訳ありません。午前中はとっぴもない進行の仕方をしてまして、大変皆さんにご迷惑をかけましたけれども、総務費の総務管理費、一般管理費の部分で、この前22日、全員協議会で説明がありました職員の公務災害の認定についての部分で、私からも一言要望みたいなことを言っておきたいなと思っておりますので、二、三分ですけれども。

同僚委員からすばらしいご提言をいただきまして、私が言うまでもないと思えますけれども、何となく心残りがしたので、言わせていただきますけれども、職員の今回このようなことが起きたということは、当局からも説明があって、心の問題とか、ストレスとか、鬱とか、いろんな部分が重なっておったと思えますけれども、そういった部分でやっぱり職員の管理体制、チェック体制はどうであったのかということは、同僚委員も言いましたけれども、そういった部分もしっかりと対応して

いかなければいけない。今回の事案は、軽米町で初めてです。しかしながら、事案は事実です。やっぱりそれは認めなければいけない。今後こういった事案に具体的にどのように対応するかということ、これからしっかりと検証して対応しなければいけないと思います。

あと、このような事案は発生するかどうか、やっぱり今までの経過を見ていて、そういったことの調査も必要だと思います。対応の仕方も考えていかなければいけないと思います。最近、このような事案は各自治体でも発生し、もしくは発生の兆しがあると言われていています。例えば軽米町に100人の職員がいたとして、1割の心を病んでいる方がいるとも言われていますし、10人の中にはやっぱり二、三%は休んでいる、そういう人も出てくるということも言われています。軽米町は公務災害の認定は初めてですが、今後そのようなこともあり得るということをしかりと認識して、これから対応して行ってほしいと思います。

そして、これからは2人目を出さないということにはどうすればいいかということにしっかりと対応していただきたいと思います。あとは当事者に対する対応が非常に重要になると思います。気遣い、心遣い、そういったのも考えていただければいいのではないかなと思います。

とにかく具体的に今の起こったことに対して何かを始めなければいけないと思います。やっぱり新しい風も必要かもしれません。チェック体制、例えば委員会の設置、そういったためには、やはりこの前の全員協議会でも言いました、副町長も必要ではないか、またもしかすれば専門の職員、専門的な知識を持った人も入れるとか、そういった部分でそういった委員会等も立ち上げて、毎月課長会議もやっているわけですから、その中でもいろんな人を交えてやっていけばいいのかなと思います。あとは、職員の研修はもちろんやられていると思いますけれども、これからも必要なことだと思いますので、そこもやっていただきたいと思います。

常に全庁舎内で、柱はいっぱいあります、屋根は1つしかないのだ、みんな同じところで働いているのだという、そういうコミュニケーションを持って、本音で話合いで、そういうコミュニケーションの場が必要だと思いますので、そういったことをやって、そのような人を見逃してはいけないというような気持ちで、これからみんなで頑張ればいいのではないかなと思いますので。すみません、言いたいことはそれだけですけれども、また委員長報告のときに何だり話さないでいて、どこだり報告すれば否定されるかもしれませんので。ということで、よろしく願いいたします。

○副委員長（田村せつ君） では、また交代で。

〔副委員長、委員長と交代〕

〔「当局は答弁しないの」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 答弁はいい。私の考えを述べて。本来であれば、皆さん一人一人から本当はそういった考えを言っていたら幸いかなと思ったのですけれども……

〔「議会は管理者ではないんだからさ」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） はい、分かりました。でも、いずれこれは機会があったら、やっぱり話し合っていかなければならない事案だと思いますので、そのときには皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、特別委員会に付託された議案、質疑漏れありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、質疑なしと認め、質疑を終了します。

では、これからまとめに入りますので、当局の方は退席願います。ご苦労さまでした。

〔当局退席〕

◎議案第1号の討論、採決

○委員長（茶屋 隆君） それでは、まとめに入ります。

討論される方はありますか。

○3番（江刺家静子君） 反対討論。

○委員長（茶屋 隆君） 反対するの。

〔「そんなにびっくりしないんだ」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） はい、分かりました。

○3番（江刺家静子君） 保健推進員の部分で。

○委員長（茶屋 隆君） 保健推進員。

〔「お金払わないということでしょ」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 令和3年度軽米町一般会計補正予算（第9号）。

〔「議案第1号さ反対ということだ」「そういうことだ」「1号さ反対する……」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） はい、そうです。議案第1号 令和3年度軽米町一般会計補正予算（第9号）に反対の討論ということです。

賛成討論する方。

〔「反対と、決を採らねばならないでしょう」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、採決に入ります。

議案第1号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（茶屋 隆君） 賛成多数で議案第1号は可決されました。

あと委員長報告ありますけれども、委員長報告で特記することがあれば、皆さんからご提案いただければ。

〔「ありません」「ありません。委員長に任せます」「委員長一任です」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 分かりました。では、委員長報告をさせていただきます。

◎閉会の宣告

○委員長（茶屋 隆君） それでは、会議を閉じます。これをもって特別委員会を閉会します。

（午後 3時14分）